

第十六回 参議院労働委員会會議録第二十号

(三五八)

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午
前十一時六分開会

委員の異動

本日委員阿具根登君辞任につき、その
補欠として藤田進君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 栗山 良夫君
理事 井上 清一君
田村 文吉君
田畑 金光君
伊能 芳雄君
田中 啓一君
宮澤 喜一君
吉野 信次君
堀原 茂嘉君
藤田 進君
吉田 法晴君
上條 愛一君
寺本 廣作君
堀 眞琴君
市川 房枝君

委員

國務大臣

労働大臣 小坂善太郎君

政府委員

労働省労働局長 中西 實君

事務局側

常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君
常任委員 齊藤 邦吉君

説明員

労働省事務次官 齊藤 邦吉君

本日の會議に付した事件

○小委員指名の件

○電気事業及び石炭鉱業における争議
行為の方法の規制に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗山良夫君) 只今から労働
委員会を開会いたします。

昨日設けることに決定をして頂きま
した。諸君、陳情に關する小委員会の
委員を御報告申し上げます。伊能芳雄
君、堀原茂嘉君、藤田進君、上條愛一
君、寺本廣作君、堀眞琴君、市川房枝
君の七名でございます。御異議ござい
ませんか。

○委員長(栗山良夫君) ではさよう決
定をいたします。

○委員長(栗山良夫君) 本日の案件は
電気事業及び石炭鉱業における争議行
為の方法の規制に関する法律案、公共
企業体等労働関係法の一部を改正する
法律案(予備審査)、地方公営企業労働
関係法の一部を改正する法律案(予備
審査)でございます。

先ず、電気事業及び石炭鉱業におけ
る争議行為の方法の規制に関する法律
案を議題に供します。本日出席要求を
いたしております大臣は、吉田総理
大臣、岡野通商産業大臣、大藏事務大
臣及び小坂労働大臣でございますが、
只今のところ吉田総理大臣は静養中と
の報告がございます。岡野通商大臣は
病氣によりまして御登院になつており
ません。大藏事務大臣は法務委員会に

出席中でありまして、委員長の手許にお
きまして、目下この委員会に是非とも
出席方を交渉中でございます。本法案
につきまして、御質疑のあるかは順
次御発言を願います。

○吉田法晴君 今の大臣出席の点です
が、昨日も実は法務大臣御出席が願え
るというところでしたが、遂に委員会開
会中は御出席がありませんでした。通
商産業大臣も今日もお見えにならんと
いうことですが、例えばストの影響等
については通産大臣に御出席を願わな
ければならぬのであります。質問を進
めて参ります上に、他の大臣の御出席
がないということは大変に私ども不便
でございます。それから審議をし
て行きますのに大変困るするのであ
ります。是非御出席を願えるように
取計らつて頂きたいと思つ次第であ
ります。いつそこういう大臣が御出席に
なるのか……。

○委員長(栗山良夫君) 只今これは正
式な報告と申しますが、責任ある報
告ではございませんが、非公式に私の
ところへ入つております情報では、
岡野、大藏両大臣は午後はこの委員会
に御出席を願えることが出来るのでは
ないか、そういう工合に考えておりま
す。

○吉田法晴君 ちよつと申添えておき
ますが、昨日小坂労働大臣の発言につ
きまして、私は質問を留保いたしてお
つたのであります。堀原委員の質問
に答えて、個人の心情を披瀝して御答
弁がございました。なおこれについて

他の田畑、堀その他の委員から質疑が
ございました際には、個人の発言は、
或いは委員会での個人の気持等を披瀝
したのであるが、併しそれは大臣としての
答弁である、こういう御答弁でござい
ました。なほ速記を調べた上はつき
り質したい、かように申しておつたの
であります。今朝速記録を取寄せま
して拝見をしておるのであります。が、
これは重ねて速記による点で大変恐縮
に存じますが、堀原委員の質問に答え
て、こう初めに答えられております。

「私は今日只今の段階においてそう申
しておるのであります。私は今お話を
ございましたようなガスであるとか、
そうした関係組合の良識を期待してお
ります。こういう問題が出たのもある
いう争議があつて、政府が労働法三十
六条を待たずして違法であるとい
う声明を出しても、なお且つ保安要員
の引揚を指令するといふような現実の
事態に鑑みまして対策をとつておるの
であります。従いまして私の立場とし
ましては、これは一回言つたことはも
う飽くまでもその通りであると考えて
おりますが、将来そういう事態が起き
まして、何ともしようがなくなつた
ら、これは私としてはしらないというこ
とを飽くまでも言ひ切つてやるよりし
ようがないと思ひますが、そういう事
態が起きないやうに期待するし、関係
組合の良識を期待しているといふこと
が根拠と言へば根拠であります。私と
しては飽くまでも他産業には及ばさぬと
いうことを一回言つた以上、これは私

としては政治家の良心と立場において
やるべきことではないかと考えておりま
す。私はいたしません。この初め答え
られ、なお堀原委員から念が押されて
おりますが、こういう形で個人小坂の
心算と、政治家の責任をも含めて答弁
をされております。それからあとで堀
君が、我々は個人小坂にはここで質問
をしておるわけではない、こういう念
を押しての質問に答えては、どう答へ
られております。先ほどの堀原委員
に対する答弁は小坂個人の気持を申上
げたのであります。今御質問がござい
ましたので、改めて吉田内閣の國務大
臣として意見を申し上げます。この法案
は御承知のように社会通念上本来不当
であるといふものをここに明確にす
る、或いは社会通念上非であるといふ
れたものが不当である、社会通念の成
熟によつて確認せられたものをここに
明確にする、こういう趣旨でございま
す。只今のところ、こういう争議方法
については不当であるといふ概念によ
つて明確にされたものの現実の必要か
ら来ているものがこの二点であると思
います。他の問題はすべて仮定であり
ます。仮定の問題に立つていふ「法
律を出すとか出さないとか言うことは
すべきでない」と考えますから、私とし
ましては現実の問題になつておるこの
二点以外に考えていない、こういう私
としては……誤解でありますから、そ
れは取消しますが、労働大臣としまし
て、ここに問題になつておるこの二点
以外に考えていないといふことを、こ

ういうことを明確に申し上げておきたい。」「こういう御答弁になつております。あとで個人として申述べたのもこれは國務大臣として申し述べたのだ、吉田内閣の方針として断言したのだ、そのことは、これは吉田内閣としてはこの電気産業或いは炭鉱以外には及ばさない、こういう確言をされたように全体としてはとれるのであります。併し、なお今申し上げました堀君に対する答弁の中では、一応今社会通念上非或いは当とされておるこの二点にだけついて規定をしたのである。あとは仮定の問題だ、こういう御答弁がございまして、なお一仮定の問題に立つていろいろ法律を出すとか出さないとか言うことはすべきでないと考えますから、私としては現実の問題になつておるこの二点以外に考えていない、こういう御答弁、そうしますと、これは堀議員の質問にもございましてたけれども、今は社会通念上そうなつておる、或いは現実に問題になつておる、これからの問題、仮定の問題に立つていろいろ法律を出すとか出さないとか言うことはすべきでない、こういう言葉もございまして、なおこれは疑問が残ります。

ございまして、公益事業の見地から争議行為の正当性の範圍を今回は必要限度に限つてこの法律を作る、こういう提案理由の説明もございまして、そこで問題になりまして、吉田内閣としては、或いは吉田内閣の労働政策としては、この二産業以外には適用しないのだ、こういう言明をはつきりなされますのか。それとも現実の問題になつておるの二つだから、将来の問題には、仮定の問題については今日とかかく言うことはできない、少くとも個人としては、或いは小坂労働相としては出さなければ、或いは吉田内閣としてはそういう事態が起つたら又考え見まして、個人云々という点を抜きにして若干の食い違いがございまして、小坂大臣の答弁に関連して……です。これは速記録を読みましてはやはり多少の違いはございまして、

○國務大臣(小坂善太郎君) 吉田内閣といたしましてここに問題になつておる法案を御審議願つておりますから、これ以外に考えておりません。

○吉田法晴君 それでは堀原さんが言われたように、他の産業について挙げられた理由のようなものがたとえ起つたとしても、吉田内閣の存続する限りこの法律を他産業に拡大して適用することは、この法律を御審議されるわけですね。

○國務大臣(小坂善太郎君) 現段階におきましては、堀原委員の指摘のような、産業の各組合の良識を信頼しております。

○吉田法晴君 良識を信頼するといふ点は問題にしておるわけでありませ

ん。今の御答弁の中にありました現段階では云々といふことですが、昨日の話は現段階じやなくして、最初個人としていふことでありましたが、これは吉田内閣の労働大臣としてここで答弁するといふことでありますから、それは個人の意見じやなくて吉田内閣の意見だ、こういうように私も承知いたしました。それは当面ではなくして、少くとも吉田内閣の存続する限りこの法律を他の産業には拡大しない、かように答弁をせられたと思うのであります。なおあとで堀君が念を押したときには若干の疑問を残すような言葉もあり、或いは今も当面はと言つておられました。が、事態が變つて来れば又變つた事態に應じた態度をきめる、こういうことでは、これはさつき答弁と矛盾をいたします。はつきり当面は絶対によらん、こういう御答弁が真けるなら……。

○國務大臣(小坂善太郎君) 只今の段階におきまして、この法案以外に拡大する意圖を持ちません。

○上條愛一君 小坂労働大臣が他の産業には拡大する意圖がないといふことを言明せられておりますが、それについて若干の点について、今までの経過からなお最後の質問をいたしたいと思ひますが、それは、他の産業に拡大はしないという理由については大体三つあると思ひます。

一つは、すでに電産の電源スト、給電ストにおいては従来の立法において違反しておるのだ、併しそれは不明確であるからここに明確にするのである、こういう点が一点であります。併し公益事業令によりますといふと、違反と思はれるものは電気産業だけではないのであります。例えば公益事業令の第八十五条においての罰則においては「公益事業に従事する者が電気又はガスの供給を、正当な事由がないのに取扱わず、又は不当な取扱をしたときは、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」と書いてあります。すでに公益事業令におきまして、すでに電気産業のみならず、ガス産業もこれは違反の場合があり得ることを明確にいたしておるのであります。この点が一点であります。

それから二点は、昨年の電気産業のストライキが国民生活に重大な脅威、損害を与えたから、電気産業にはこの法律を適用すると、こういうのであります。が、この第二点についてはガスや交通やその他の産業は公益事業と目される産業であつても、昨年のような長期に亘る、又は規模の大きな争議が行われないからこれを適用しない、けれどもそれが昨年の電気産業のよう規模が大きくて、或いは長期に亘つて行われて、そうしてこれが国民生活に重大なる損害を与える場合においては、これを適用しないという理由にはならないと我々は考へる。

それから第三の理由といたしましては、これは労働組合の良識に信頼する、こう言われておる。言い換えれば電気産業以外の公益事業の労働組合の理性と良識に信頼すると、こういうこととあります。が、若し電気産業以外の公益事業の労働組合が労使の關係においてどうしても忍び得ずとしてストライキを敢行した場合には、労働大臣の言明といふものは消滅するといふことを考へなければならぬと

私は考へます。

殊に私がもう一点労働大臣の言明のうちにお伺ひしたい点は、労働大臣の説明によると、労働争議といふものは労働組合の責任において行われると思はれる傾向が強いのであります。言い換へるならば、他の産業に本法を將來拡大しないという理由の有力なる一つとして、労働組合の良識と理性に信頼したい、こういうことを言つておるのではありません。労働争議といふものは決して労働組合の人々の責任のみによつて行われるものではないのであります。これは経営者の責任と同様であります。経営者が労使關係において公正なる態度をとらず、又労働条件において公正なる態度をとらず、非常な無謀なる態度を以て臨むといふことになり得るならば、これは労働争議は起らざるを得ないのであります。この点については労働大臣は幾多の説明において、労働争議は労働組合の責任において行われるが、この点についてもお附加して所信を明らかにして頂きたいと思ひます。

で、これを約めて申し上げますならば、労働大臣は炭労、電気以外の争議には本法を拡大する考へはないと、こう言われておるけれども、以上の三つの、労働大臣が拡大しないという理由が極めて薄弱であるといふ点であります。殊に最後に私が疑問を持つゆゑのものは、労働大臣が本法を御説明なさつたその説明のうちに、こういう点を指摘されておるのであります。公共的性質を有する産業は、ひとり電気事業及び石炭鉱業に限るものでないことは申すまでもないところであります。が、

種々検討の結果、今回は」と、こう明らかに書いてある。「今回はいわゆる基礎産業中最も基幹的な重要産業であり、而も昨年現実に問題となつた電気事業及び石炭鉄業につきまして、必要限度の規定を設けることにした次第であります。」この明確に説明されておる。これを見ましても、今回はこれをを行ないけれども、将来、昨年の電気産業のごとき長期並びに拡大されたストライキが起つた場合には、これは当然考慮するといふことがこの説明のうちに現れておると私は考えるのであります。これらの点について労働大臣が今後本法を拡大しないといふ言ひ理由が極めて薄弱であると考へるのであります。こういう具体的問題について御説明を願ひたいと考へるのであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は現内閣の労働政策といたしまして、現在の規制を他産業に及ぼす意思は全く持つておりません。現在その必要はないと思ひますし、又こうした必要が生ずる事象のないことを期待しているからであります。万が一ガス等が常軌を逸した大規模、深刻なストをしたときはどうだ、こういうことを若しお聞きになるといたしますれば、それは仮定の問題でございますから答えられませんが、併しそういうことは今のところ予想しておらない次第でございます。

なお、この労働争議というものが労働組合の責任において起るようなことを私が言つてゐるといふ趣旨のお話がございますが、それは申し上げておけません。労働関係におきまして経済的な問題を解決するために争議行為に類するといふこと、これはあるのであります

が、併しそれ／＼労使双方においてやはり社会的な一つの機関である、社会的な職能を持つたものであるといふことを考へて、おのずからそこに則を超えざる限度というものがあつて、ああ、こういうことを考へておる次第でございます。

法案の提案理由の説明を刷つてお渡し申し上げたのに、今回はこの法案を出す、と、こう書いてございますのでありますが、それが何か拡大解釈される危険があるといふこと、御尤もでございますが、これは一つ「この法案は」といふ趣旨に読み替へて頂きます。「この法案は」といふ趣旨でございます。この書きましたものが悪ければ訂正させていただきます。「この法案は」といふ趣旨でございます。

○上條第一君 労働大臣の只今の御説明中、他の産業には昨年の電産の争議のような国民生活に重大な影響を及ぼすような争議は起きない、又労働組合も経営者もそういうようなことはすまい、こういうのであつて、そういうことが起つた場合といふのは、それは仮定である、こういう御説明であります。これは決して仮定の問題ではないと思ひます。若し今後ガス、水道その他運輸事業において労使の関係がどうなるかわかりませんけれども、これが労働条件の問題において、幸いに労働組合の要望を経営者側が入れるといふことでありますならば、公正な労働条件が確立されるというのであります。併しなから今後そういう事件が起らないといふことは誰しも保証はできないのであります。そこでこれは架空の問題ではないので、起り得

る可能性が十分あると考へなければならぬと私は考へるのであります。従つてこれは労働組合の良識によつてそういうことは起らないであらう、こういうようなことこそ仮定ではないかと私は考へるのであります。

それからもう一つは、さつきの「今回は」といふことは「本法は」と、こゝういふのに書き替へてもいいといふお話であります。それは書き替へられてもいいと思ひますが、併しこの原案を提出なさつたときの説明の原案を讀んでみますときに、何人もこれは今回はこうであるけれども、将来はわからぬといふことが十分に、これは今回といふことのみならず、この文章を通覧いたしますれば、明らかにこれは現れてゐることであつて、これは単に「今回は」といふ字句を「本法は」と直しただけで、これは疑問が消滅し得る程度のもではないと、私はそれは確信いたします。従つてこれは全体はこういうふうな十分将来は危険性があると思へる文章であるけれども、説明であるけれども、それは説明は間違ひであつて、これは全体を取消してもかまわぬ、こういうことであれば、これは別問題であると私は考へます。

○堀真琴君 只今の労働大臣の上條君に対する答弁の中で、現在他産業に及ぼす必要はない、こういう工合にお話なされ、續いて、ないことを自分としては期待してゐるのだ、こういう答弁をなすつてゐる。ところがこの提案理由の説明の中で、「今回は」といふのは、「この法案は」と書き替へてもいいといふお話なのであります。先のお話では現在には必要ない、ないことを

期待する、こういうお話をなすつていらつしやるのですが、全くこれは矛盾してゐるものじやないかといふ工合に考へられるのですが、その点改めて御答弁を願ひたいこと、それから仮定の問題だからそれには答弁する必要はないといふようなお話であります。いつも吉田内閣閣僚、特に吉田総理大臣を初めとして、各閣僚はしばしば仮定の問題には答へられない、こういうお話をされておるのであります。ところが今上條さんの指摘されたように、ガス、水道、私鉄、その他の公益事業においても全然可能性がないとは申し上げられない。なぜなら、使用者側は常に利潤の追求に汲々としてゐる余り、労働賃金の切下げとか、或いは企業設備の名前においての首切等が行われるわけでありまして、それに対抗する手段として労働者がストライキを以て応へるといふことはこれは当然なわけでありまして、従ひまして可能性がある問題であります。而も労働行政を担当されてゐる労働大臣としてはあらゆる可能性に對して基本的な方針を決定され、従つて法案等についてもその点を十分考慮されてゐるものだらうと思ふ。あなたの仮定だからしてそういうことは考へる必要がないといふことは、むしろ労働行政の基本方針を持つておいてなるかどうかといふことについて我々は疑わざるを得ない、従つてその点をばつきり御答弁願ひたいと思ふのであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 最初の点でございますが、ここに印刷物を、そちらにも差上げてあります。これは、成るほど拝見いたしますと「種々に検討の結果、今回はいわゆる基礎産業中最

も基幹的な重要産業であり、云々と書いてありますが、私はたしかによつて氣になつて、まあ申し上げるときはこの際と申し上げたいと思ひます。これは速記録を御覧になつて頂きたいと思ひますけれども、私の意味は今申し上げたような、今回といふことじやなくして、この法案はいつまでも、議會用語として即ちこの際といふことをまあ申したつもりでございまして。ここに書いてある「今回は」におこたわりにならないようにお願いしたいと思ひます。「この法案は」といふ意味であります。

それからなお現在必要がない、他産業に及ぼす必要がないといふ必要といふことでございしますが、私も立法をします場合にはやはり現実の必要といふものを基礎にして考へるべきであらうかと思つております。只今御審議を頂いておられます電気と石炭の場合は昨年の経験上その必要を感じてここに御審議を願つておるのであります。現在そういうような経験もなし、そういうような事象も私どもとしてはないことを期待してゐるのであります。が、他の産業においては現在のところそういう問題はないのでありますから、従つて私どもはこの二つの産業の争議行為の一部の方法の問題に關して以外考へておらないといふことを申し上げておきます。

○田畑金光君 昨日来、今朝に亘る労働大臣の御答弁を聞いております。と、御答弁が終始ぐらゝいたしておりました。我々としてはいずれの方針が吉田内閣の労働方針であるかといふことを窺ひ知ることができないのであります。いやしくも国務大臣として吉

田内閣の労働政策を担当しておるとするならば、小坂労働大臣は一貫した明確な方針を明らかにして進めて頂きたいと思ふのであります。ただ残念なことには、こう見ておきますと、うしろのほうから、横のほうからの書類によつてしよつち御答弁が狂つていて、我々といましてはどうか捕提し、どう理解していか困るのであります。この際、労働大臣も十分に注意されて、こういう貴重な時間において、労働大臣の信念が動揺されているという事は非常に遺憾でありますから、補佐役としては十分に御留意願いたいと考えております。殊に齋藤次官は政府委員でありますか。

○説明員(齋藤邦吉君) 説明員でございます。

○田畑金光君 説明員になつておりますが、正式の説明員になつておりますか。

○説明員(齋藤邦吉君) 説明員でございます。

○田畑金光君 説明員というのは国会法にはないのであります。後ほどこれは更に国会法その他を調べた上で、この問題は保留しておきたいと思ひますが、殊に私が申し上げたいのは、小坂労働大臣の説明というものが、答弁というものが常に周囲の指し金によつて狂つて来ているので、これはこの法案の審議の上において重大な支障がありまゝです。御留意をお願いしたいという事だけを申添えておきます。

そこで小坂労働大臣にお尋ねしたいのであります。先ほど労働大臣は吉田内閣の労働大臣として、問題となつておるスト規制法案はその他の産業については及ばざないということ

は、私鉄或いはガスその他これらの労働組合等の良識に懸えて、そのような法案を出す考へはない、かように申しておるわけでありまゝ。そこでこれは先ほど来委員からも上條委員からも指摘がありまゝしたように、将来の仮定或いは期待、可能性の上に立つてこの議論は進められておるのであります。従いまして、このことは昨日来我々が聞かんとしておる、こういうスト規制法案というものはその他の産業には吉田内閣労働政策としては及ばざないかどうかという事についての明確な答弁にはなつていないのであります。我々の聞きたいのはこういうことなのであります。あなたの提案理由の中にもこういうことが書いてあります。「労働関係につきましても、法を以てこれを抑制、規律することは、できる限り最小限度とし、労使の良識と健全な慣行の成熟に委ねることが望ましいことは言うまでもないこととあります。」従つて小坂労働大臣自身も、又政府の考え方も、そこにも労働関係というものは労使の良識と健全な慣行の成熟に委ねることが大原則であります。これはお認めになつておるのであります。従いまして我々の問わんとすることは、今後の吉田内閣の労働方針というものは、議場において説明されておるこの基本的な大方針に基いて行かうこととする決意であるのかどうか、こういうことを我々伺つておるのであります。我々の心配することとは、労働関係の問題がときに長引く、ときに国民生活にいろいろの影響等をきたし、素朴な感情、私はこう申し上げたいのであります。同時に経営者陣営の強い期待と

要請に應えて直ちにこういうスト禁止立法という方向に、いわゆる労働関係というものを国家権力の介入によつて、力によつてこれを左右して行かうとする傾向をとり勝ちなのであります。従いまして、私はこういうことに對しまして労働大臣といつたしましては、吉田内閣の労働大臣としては、今は飽くまでもこの大原則に乗つて、その他の諸産業の問題については取組んで行く、こういうことを明確にこの委員会において明らかにしてもらいたいというものが昨日来我々の質問の内容であります。この際一つ信念を持つて、今後の方針についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○委員(長山良夫君) ちよつとその前に、先ほど齋藤事務次官に対して政府委員であるか説明員であるかという質問がございましたが、国会法には説明員といふものはございせん。それで只今委員部長の意見を求めましたところ、委員部長の言としてしましては、説明員は……大臣並びに政府委員は発言ができる、委員会の承認を得なくてもできる、委員長は許可を得ればできる。併し説明員はその都度発言について委員会のやはり承認を得なければできないやうであります。

○田畑金光君 それで明確になつたわけでありまゝです。今後説明員は本委員会においては、重大な議事の日程の中にありますので、必要となるならば成規の手続を経て御発言をなさる、殊に私が先ほど指摘いたしましたやうな、労働大臣の所信に影響を与えよう、なことはお慎しむ願つたほうがよろう、このことだけを要望として申上げておきます。

○田畑金光君 ちよつと……言葉尻を捉まえて大變恐縮なんです、併し決して言葉尻だけでではなくて、あなたの基本的な考え方に関する問題ですから、田畑君の質問に関連してお尋ねしておきたいと思ひます。

それは私が先ほど指摘いたしました、あなたのお答弁の中にありました、ないことを期待するというお話であります。期待するといふことは、あるかも知れない、その前提にはあるかも知れないといふことが前提されているだらうと思ふのです。あるかも知れないといふ前提の上に立つて労働組合の良識に懸えてないことを期待するのだ、こういう意味でなければ私は意味が通らんとするのです。あなたは単にないことを期待するのだからして、他の産業には及ばざないといふのでは、私はあなたの労働行政に対する所信のほどがどうもはつきりしないと思われまゝです。田畑君の質問に関連しまして、その点も御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

○田畑金光君(小坂労働大臣) お答えを申し上げます。田畑委員のほうから申上げますけれども、労働関係の事項については、私もできるだけ法を以てこれを規制することは避けたい、そうして労使の良識と健全な慣行の成熟を期待するといふ気持はしばしば申上げていた通りであります。そういうやうな大原則と申しますか、根本方針を以て進みたいと考えております。併しここに御審議を願つております法案というものは、例えば炭鉱の争議の場合におきましては保安要員の引揚といふもの、或いは又電産争議の場合におきましても電源スト、停電スト、或いは給

電指令所の職場放棄といふものは、或るものは本来不当であり、或るものは昨年の経験を通じて社会通念上これを不当とするまでに成熟しておるものであるといふことで、これを明確にしよといふことをまあ提案いたしまして、御審議を煩わしている次第であります。従つて他の産業には及ばざないという現実の必要はないのであります。労働大臣といつたしましてはあらゆる努力をいたしまして、その必要がないことを期待する心構えを持つておるのであります。これは来委員の御質問にも関連いたしますが、期待をするといふことは、勿論その半面に非常な努力を払うと、こういう意味でございまして、ただ漫然と期待するといふのでは、あらゆる努力を払ひまして、こうした事態が他産業に起きないように努力をするといふ気持を申上げておる次第でございます。

なお仮定云々のことでございまして、私はやはり政治は世論によつてなすべきものである、こう考えております。即ち私のここに申します健全な社会通念の成熟といふこともそこでありまして、世論が澎湃としてこれに困るといふやうなことが起きて来ることにあります。政治といふものはこれをとり上げなければならぬ、こう思つておるのであります。只今御指摘のやうなこの二産業以外の他産業にはそうした問題は現実にはない、現在に考へております。将来もそういうものはないことを期待しておるのであります。繰返して申しますが、そういう期待の裏には私も労働行政をできるだけ御期待に副うように運営いたしまし

て、そして努力をいたしまして、健全な労働間の慣行を確立いたしますように努力すると、こういう意味でございます。

方針を閣議として決定し、そうしてここに持つて来て頂くことを希望いたします。餘問答はこれくらいに一つ……。

で発言をされていたし、委員長も指名したと思ひます。この点はやはり発言者におかれても、その立場を当然明確にされて、そうして発言されるべきだつたと思ひます。やはり政府委員の手続は、相当多量に追加々々でなされておりますので、私どもとしても実は政府委員であるのだからというくらいのものでいいわけですが、端なくも田畑委員の質問に関連して、政府委員でないことが明らかになつて、説明員と

〇委員長(栗山良夫君) 私は、宮澤君はこの委員会でも、しばしば国会法並びに参議院規則を非常に勉強しておられまして、その勵行方について非常に御努力をなすつております。私も敬意を表しております。ただ説明員がどういふ恰好のものであるかという事は、私も今までの慣例上で、委員長は、今買したような程度で、そこまで突込んで考へてはおりませんでした。実は昨日も齋藤事務次官に自由に私は発言を許しておりました。これはやつぱり国会の慣習です。併し慣習といふものは、やはりその慣習がいいか悪い

〇田畑金光君 私の名前が挙げられましたので、もう一度私の先ほどの要望について、その趣旨、意圖するところを明らかにしておきたいと思ひます。説明員でありましようとも、政府委員でありましようとも、公式な立場においてこの委員会において発言されることを云々申し上げるのではないのであります。ただ昨日来労働大臣に対する質疑応答を通じて、労働大臣の説明、答弁というものが常にぐら／＼して定まるところがないのであります。それで実はその事情等もここで觀察しております。労働大臣というものの実は常に所信をぐら／＼つかしておる。こういうことは私はこの大事な議事進行において遺憾である。いやしくも吉田内閣の労働方針というものは一次官の発言によつて左右されるものではないと私は考へておるものであります。労働大臣は大臣として吉田内閣の方針をこの委員会において明らかに示すべきであらうと考へたのであります。そういう私は態度を要望しておるのであつて、その態度をともしればぐら／＼つかしておる傾向があるから、その点を私は御注意

〇吉田法晴君 私の発言に関連しまして大變御質問が出たのであります。若く成この問題は結論を明らかにして、この程度で次に移りたいと思ひ次第であります。併し今、今日の労働大臣の発言を聞いておりますという

〇宮澤一君 先ほど委員長と田畑委員の間に誠に面白い御問答がございましたように拝聴いたしました。説明員につきまして国会法その他に規定がない、これは当り前のことで、私ども常識として存じておりますし、委員部長の御経験の深い委員長勿論御存じと思ひますが、そこでお伺ひいたしました

〇委員長(栗山良夫君) 何ですか、誰がですか……、(笑) 変つたのですよと

〇委員長(栗山良夫君) まだ発言許しません。

〇委員長(栗山良夫君) もう少し申上げます。先ほど田畑君の御発言をされたことは昨日の、或いは今日の齋藤事務次官の労働大臣を補佐される態度が説明員の域を越えていたという恐らく私は零用氣を感じて言われたらうと思ひます。そういう意味で齋藤事務次官がそういう意味で今後発言を願えれば、或いは補佐されればいいじゃないか、田畑君も御異議がないのじやないか、私はそう付度いたしまして善処いたします。

〇田畑金光君 私の名前が挙げられましたので、もう一度私の先ほどの要望について、その趣旨、意圖するところを明らかにしておきたいと思ひます。説明員でありましようとも、政府委員でありましようとも、公式な立場においてこの委員会において発言されることを云々申し上げるのではないのであります。ただ昨日来労働大臣に対する質疑応答を通じて、労働大臣の説明、答弁というものが常にぐら／＼して定まるところがないのであります。それで実はその事情等もここで觀察しております。労働大臣というものの実は常に所信をぐら／＼つかしておる。こういうことは私はこの大事な議事進行において遺憾である。いやしくも吉田内閣の労働方針というものは一次官の発言によつて左右されるものではないと私は考へておるものであります。労働大臣は大臣として吉田内閣の方針をこの委員会において明らかに示すべきであらうと考へたのであります。そういう私は態度を要望しておるのであつて、その態度をともしればぐら／＼つかしておる傾向があるから、その点を私は御注意

〇宮澤一君 委員長、ちよつとお待ち下さい、委員外の発言でありますから、先ず委員の発言に委員長の御返事を求めるのが当然と思ひます。

〇委員長(栗山良夫君) 何ですか、誰がですか……、(笑) 変つたのですよと

〇委員長(栗山良夫君) まだ発言許しません。

〇委員長(栗山良夫君) もう少し申上げます。先ほど田畑君の御発言をされたことは昨日の、或いは今日の齋藤事務次官の労働大臣を補佐される態度が説明員の域を越えていたという恐らく私は零用氣を感じて言われたらうと思ひます。そういう意味で齋藤事務次官がそういう意味で今後発言を願えれば、或いは補佐されればいいじゃないか、田畑君も御異議がないのじやないか、私はそう付度いたしまして善処いたします。

〇田畑金光君 私の名前が挙げられましたので、もう一度私の先ほどの要望について、その趣旨、意圖するところを明らかにしておきたいと思ひます。説明員でありましようとも、政府委員でありましようとも、公式な立場においてこの委員会において発言されることを云々申し上げるのではないのであります。ただ昨日来労働大臣に対する質疑応答を通じて、労働大臣の説明、答弁というものが常にぐら／＼して定まるところがないのであります。それで実はその事情等もここで觀察しております。労働大臣というものの実は常に所信をぐら／＼つかしておる。こういうことは私はこの大事な議事進行において遺憾である。いやしくも吉田内閣の労働方針というものは一次官の発言によつて左右されるものではないと私は考へておるものであります。労働大臣は大臣として吉田内閣の方針をこの委員会において明らかに示すべきであらうと考へたのであります。そういう私は態度を要望しておるのであつて、その態度をともしればぐら／＼つかしておる傾向があるから、その点を私は御注意

〇宮澤一君 委員長、ちよつとお待ち下さい、委員外の発言でありますから、先ず委員の発言に委員長の御返事を求めるのが当然と思ひます。

〇委員長(栗山良夫君) 何ですか、誰がですか……、(笑) 変つたのですよと

〇委員長(栗山良夫君) まだ発言許しません。

〇委員長(栗山良夫君) もう少し申上げます。先ほど田畑君の御発言をされたことは昨日の、或いは今日の齋藤事務次官の労働大臣を補佐される態度が説明員の域を越えていたという恐らく私は零用氣を感じて言われたらうと思ひます。そういう意味で齋藤事務次官がそういう意味で今後発言を願えれば、或いは補佐されればいいじゃないか、田畑君も御異議がないのじやないか、私はそう付度いたしまして善処いたします。

〇田畑金光君 私の名前が挙げられましたので、もう一度私の先ほどの要望について、その趣旨、意圖するところを明らかにしておきたいと思ひます。説明員でありましようとも、政府委員でありましようとも、公式な立場においてこの委員会において発言されることを云々申し上げるのではないのであります。ただ昨日来労働大臣に対する質疑応答を通じて、労働大臣の説明、答弁というものが常にぐら／＼して定まるところがないのであります。それで実はその事情等もここで觀察しております。労働大臣というものの実は常に所信をぐら／＼つかしておる。こういうことは私はこの大事な議事進行において遺憾である。いやしくも吉田内閣の労働方針というものは一次官の発言によつて左右されるものではないと私は考へておるものであります。労働大臣は大臣として吉田内閣の方針をこの委員会において明らかに示すべきであらうと考へたのであります。そういう私は態度を要望しておるのであつて、その態度をともしればぐら／＼つかしておる傾向があるから、その点を私は御注意

〇宮澤一君 委員長、ちよつとお待ち下さい、委員外の発言でありますから、先ず委員の発言に委員長の御返事を求めるのが当然と思ひます。

〇委員長(栗山良夫君) 何ですか、誰がですか……、(笑) 変つたのですよと

〇委員長(栗山良夫君) まだ発言許しません。

〇委員長(栗山良夫君) もう少し申上げます。先ほど田畑君の御発言をされたことは昨日の、或いは今日の齋藤事務次官の労働大臣を補佐される態度が説明員の域を越えていたという恐らく私は零用氣を感じて言われたらうと思ひます。そういう意味で齋藤事務次官がそういう意味で今後発言を願えれば、或いは補佐されればいいじゃないか、田畑君も御異議がないのじやないか、私はそう付度いたしまして善処いたします。

〇田畑金光君 私の名前が挙げられましたので、もう一度私の先ほどの要望について、その趣旨、意圖するところを明らかにしておきたいと思ひます。説明員でありましようとも、政府委員でありましようとも、公式な立場においてこの委員会において発言されることを云々申し上げるのではないのであります。ただ昨日来労働大臣に対する質疑応答を通じて、労働大臣の説明、答弁というものが常にぐら／＼して定まるところがないのであります。それで実はその事情等もここで觀察しております。労働大臣というものの実は常に所信をぐら／＼つかしておる。こういうことは私はこの大事な議事進行において遺憾である。いやしくも吉田内閣の労働方針というものは一次官の発言によつて左右されるものではないと私は考へておるものであります。労働大臣は大臣として吉田内閣の方針をこの委員会において明らかに示すべきであらうと考へたのであります。そういう私は態度を要望しておるのであつて、その態度をともしればぐら／＼つかしておる傾向があるから、その点を私は御注意

〇宮澤一君 委員長、ちよつとお待ち下さい、委員外の発言でありますから、先ず委員の発言に委員長の御返事を求めるのが当然と思ひます。

〇委員長(栗山良夫君) 何ですか、誰がですか……、(笑) 変つたのですよと

〇委員長(栗山良夫君) まだ発言許しません。

〇委員長(栗山良夫君) もう少し申上げます。先ほど田畑君の御発言をされたことは昨日の、或いは今日の齋藤事務次官の労働大臣を補佐される態度が説明員の域を越えていたという恐らく私は零用氣を感じて言われたらうと思ひます。そういう意味で齋藤事務次官がそういう意味で今後発言を願えれば、或いは補佐されればいいじゃないか、田畑君も御異議がないのじやないか、私はそう付度いたしまして善処いたします。

〇田畑金光君 私の名前が挙げられましたので、もう一度私の先ほどの要望について、その趣旨、意圖するところを明らかにしておきたいと思ひます。説明員でありましようとも、政府委員でありましようとも、公式な立場においてこの委員会において発言されることを云々申し上げるのではないのであります。ただ昨日来労働大臣に対する質疑応答を通じて、労働大臣の説明、答弁というものが常にぐら／＼して定まるところがないのであります。それで実はその事情等もここで觀察しております。労働大臣というものの実は常に所信をぐら／＼つかしておる。こういうことは私はこの大事な議事進行において遺憾である。いやしくも吉田内閣の労働方針というものは一次官の発言によつて左右されるものではないと私は考へておるものであります。労働大臣は大臣として吉田内閣の方針をこの委員会において明らかに示すべきであらうと考へたのであります。そういう私は態度を要望しておるのであつて、その態度をともしればぐら／＼つかしておる傾向があるから、その点を私は御注意

〇宮澤一君 委員長、ちよつとお待ち下さい、委員外の発言でありますから、先ず委員の発言に委員長の御返事を求めるのが当然と思ひます。

〇委員長(栗山良夫君) 何ですか、誰がですか……、(笑) 変つたのですよと

〇委員長(栗山良夫君) まだ発言許しません。

〇委員長(栗山良夫君) もう少し申上げます。先ほど田畑君の御発言をされたことは昨日の、或いは今日の齋藤事務次官の労働大臣を補佐される態度が説明員の域を越えていたという恐らく私は零用氣を感じて言われたらうと思ひます。そういう意味で齋藤事務次官がそういう意味で今後発言を願えれば、或いは補佐されればいいじゃないか、田畑君も御異議がないのじやないか、私はそう付度いたしまして善処いたします。

申上げたのであります。どうか飽くまでも私は労働次官の発言、政府委員であらうと説明員でありましようとも、公式の立場において我々も質問します。そのときにおいて明確に御答弁なさることは、これは当然のこととあります。私の意図した、要望したことの点をどうか御了承願うておきたいと考へます。

○吉田法晴君 事務次官の説明員の問題が問題になりましたが、これは国会ばかりの何じやなくて、労働省自体の実態の問題であらうと思ふのです。それで労働大臣がしつかりしておられたら、事務次官は当然省におつて事務を見ておるべきであります。政府委員としては大臣なり、政務次官なり、或いは局長等が出ておるから、私は十分であらうと思ふのですが、それを官廳さんからお取上げになりましたけれども、従来例は、例えばこの間赤羽工場の事件について中西政務局長が説明して、詳細を労働局長をして説明をさせる、こういう了解の下に説明をさせている。これがまあ慣例であらうと思ふ。問題は、委員会の議事進行について問題になりましたけれども、問題は労働大臣のこれは権威に関する問題として出ておることだと思ふのです。委員会の問題じやなくて、労働省において、労働大臣において善処せられることを要望してこの問題を進めたいと思ひます。

○委員長(栗山良夫君) 本論を進めて下さい。

○吉田法晴君 先ほど私は答弁を求めましたが、答弁がなされておりました。私はこれは内閣の方針ならば内閣の方針としてきめて、ここで御答弁に

なるか、それとも別な方法をなさるかも知れませんが、大臣はぐら／＼している態度じやなくて、梶原さんにお答えになりました方針を内閣の方針としてここに持つて来られることを要求いたします。どういふ方法をとられませんが、その点をお伺いします。

○梶原馨君 もう本論に入ります。先ほど労働大臣の御答弁の趣旨を拝聴いたしておりますというところ……。

○委員長(栗山良夫君) ちよつと待つて下さい。質問がまだ残つてゐるでしよう、答へられてから……。

○国務大臣(小坂善太郎君) この問題につきましては、私も先般来本会議においてもお答えしましたし、この委員会においてもお答えしておるわけでありまして、方針は別に變つていないと考へております。即ち他産業に拡大しない、するといふのじやない、しないのです。ただ将来の予想質問については、これはやはりどういふ事態が起るか、私はもう起きないと思ひますし、又起きないやうにできるだけの努力をいたしますが、非常なこの世論がまとまつてどういふやうなことになるか、政治というものは、世論を取上げないわけにはいかない。世論を無視するわけにはいかない。こういうことがあると思ふ、こういうことを言つてゐるだけで、拡大しない、こういう方針については間違ひありません。

○吉田法晴君 世論云々のお話がございますが、昨日の御答弁はそういうことではなかつた。もう一度読み上げます。「私の立場としましては、これは一回言つたことはもう飽くまでもその

通りであると考えておりますが、将来そういう事態が起きて、何ともしようがなくなつたら、これは私としてはしないといふことを飽くまでも言ひ切つてやるよりしようがないと思ひますが、「云々」と書いてあります。だからその点については将来のことを入つてゐるのです。何ともしようがなくなつたら、これは私としてはしないといふことを飽くまでも言ひ切つてやるよりしようがない、それを個人の御意見で、個人の見解はここで求めておりませんと申し上げました。それは吉田内閣の方針である、こう答へられてお

ります。それをその後、或いは先ほど申し上げますやうに、労働省、その他の助言と言ひますが、或いは注意と言ひますが、そういうものを以て動搖をせられるならば、これは内閣に持つて帰つて、吉田内閣の存続する限り、自分は吉田内閣の労働大臣としてここに出席してゐるのだ、吉田内閣の方針をそれだと言ひました。それが、それならば動搖するやうなことであるならば、それは内閣としてはつきりきめて、もう一度ここに臨んでもらいたい、こういうことを申し上げておるのです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私の個人といつた言葉が問題になりました。それを取消す意味において、この委員会の発言に個人の見解というものはないのだ、即ち大臣としての発言であるといふことを申し上げるといふ意味において、今申し上げた通り、そこで私が個人として云々言ひましたのは、とにかく政府の政策はその通りである、併し私が労働大臣の職にある限り、そういう事態が生じないといふことを確信いたしておりますし、又そういうこと

のためにあらゆる努力を払つて、万一にもそういうような他産業の争議が非常に深刻になるというやうな事態を招くことがないように深く期しておるのでありまして、拡大といふことは、私としてはしない、しないので済むと信じてゐる私の心情を吐露したのであります。方針は決してぐらつておりません。従つて閣議云々でも、仮定の場合をきめて来いと言われても、これはもう私に任されておることとござい

ますし、私の答弁で十分御了承願ひる政思ひます。

○吉田法晴君 昨日の御答弁も、今の答弁も、小坂労働大臣としては、或いは小坂としてはそういうことは起らないやうに努力し、起ることはあるならば飽くまでもしないといふことを言ひ切つてやるよりしようがないと、こういうことを言つておられますから、或いは意味はそういう事態が起つたら、小坂としては労働大臣をやめるよりはかはには方法がない。或いは自分の職を賭してやると、こういう御心遣ひやうに何うのでありますかと、そういうこととありますかとどうか、これが第一。

それからもう一つ、この発言を、あとで大臣として発言をしたのだ、吉田内閣の労働政策として発言をしたのだ、こういうお話でございまして、それから、それならば吉田内閣の存続する限り、こういう方針で、どういふ事態が起るやうともやらないのだ、こういうこと

をそれでは吉田内閣の方針としてここに御宣明を願ひたい。それについて閣議その他の方法が必要であるならば、閣議その他の方法をとつて来てもら

いたい、こういうことを申し上げておる。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私の心情に對しての御想像は自由にお願ひします。

なお私はここに行政上の見解を述べておるのであります。この法案の内容容には直接無関係であると存じますけれども、とにかく私のこゝで言つてゐることはそのままおとり願つて結構だと思ひます。

○吉田法晴君 法案に關係がないと、法案に關係がないどころの話じやない。大ありで論議が進んでゐる。それはまさに失言であらうと思ふのです。が、もう一遍それは失言でないか、法案に關係がないと飽くまでもお思ひになりますか、その点も確めますが、想像をされるのは自由だといふことを申し上げておるのじやありません。昨日の発言の意味をこゝで確認しておるのです。個人の発言でなくて、大臣としての発言だ。個人の心情等もありましたから、個人の心情としては飽くまでも言ひ切つてやるよりかはにしようがないと思ひます云々といふ意味は、それは個人の心情としてそういう事態が起つたならば、自分は職を賭してやるといふ意味は、自分

は、自分は職を賭してやるといふ意味は、自分

は、自分は職を賭してやるといふ意味は、自分

は、自分は職を賭してやるといふ意味は、自分

○國務大臣(小坂善太郎君) 私の言つておりますことは、その速記録にもございまして、その後にもいろいろ申し上げております。それらを総合して私の心境、心情というものは御判断願います。

それからなお法律に直接関係がないと申しましたのは、失言とおとりになれば取消しますが、私の申し上げる意味は、他産業に拡大しないということ、この法律の御審議にあたり、この法律の法制内容自体には直接の関連はないので、まあ行政上の政府の考え方というものに重点が置かれるべきではないか、こういうことを申ししたのであります。

○吉田法晴君 最後の点はどうですか、相変わらず自分の所信とそれから行政上の措置で、内閣の方針としては吉田内閣の存立する限り他の産業には拡大する意思はない、こういうことが閣議で確認をされておる、こういうふうに了承していいのですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 閣議の確認ということとはなんですか、私は労働大臣としておりますのでありますから、私の責任でよろしいと思ひます。この問題につきましては、他産業に拡大しない、こういう方針であります。

○田畑金光君 昨日、当時の労働省の寺本次官に對し、去る二十三日の電産の神山委員長公述の中から引例いたしまして、本日御答弁を願うことになつておりましたので、この際寺本委員から当時の事情についての御答弁を承わつておきたい、かように考えます。

○寺本廣作君 別に今日その問題にお答へすると申上げたのではなく、速記

をよく読みました上でということを上げました。先ほど会議中に速記を頂戴しましたので、これをゆつくり休憩中にでも読んでみたいと思ひます。

○吉田法晴君 ちよつと御相談ですが、今の点のあれが問題がございませんならば、私、質疑を續けて参りたいと思ひます。

○委員長(栗山夏夫君) 續ける、はい。

○吉田法晴君 今の点は、もう一遍速記をよく読みまして、なお今日の分も含めまして、あとで若しはつきりしない点があれば質疑をすることにいたしまして、先に進みたいと思ひます。

先日私が提案理由に引いて、昨年の秋の電産、炭労のストライキの規模が大きかつた、それから第二点はストライキが国民経済と国民の日常生活に大きな脅威と損害を与えた、こういう点からこの法案が出された提案理由の説明に書いてございまして、そこで電産、炭労の争議の責任、或いは影響等について伺つて参つたのであります。労働大臣は責任の点については言及をせられずに、ただこの法案は停電スト、或いは電源スト、炭鉱の保安要員の引揚等が本来違法であるから、その違法であるという点をここに念のために法文としたまへてある、殆んど私の質問に答えては、電源スト、或いは停電スト、或いは保安要員の引揚が本来違法であるからこういう法律を作つた、こういう御説明があつたと思ふのであります。果してそうであるのかどうか、改めてもう一度尋ねたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 争議行為の方法といたしまして、炭鉱の保安要

員の引揚というようなことは、当時政府声明もございまして、労働法三十六条を待つまでもなく違法である。人命の危険がないにいたしてしまつても、真面目な労働者に、争議行為の終了後帰るべき職場を失はしめるというような争議行為は、争議行為としてでも、労働法第一条第二項の違法の阻却を得ないということをお示しに参ります、こういう趣旨であります。電源の場合は、停電ストというようなのは従前も違法とされて、或いは給電指令所の職場放棄というやうなものは、これは非常に昨年の経験に鑑みて、及ぼすところの影響といふものが極めて広汎なるに比して、

第三者に及ぼすところの影響の甚大なるに比して、当事者間の損害といふものは僅かである。そうしたものに對してはこれは従来ともども違法である、おかしい、違法であるといふふうな考へておつたのであるけれども、あの争議を通じてこれは違法であるといふ社会通念が成熟した、そこでこの点を明確化するといふことをこの法案に託つてあるのだといふことを申ししたのであります。

○吉田法晴君 お尋ねをしたのは、途中で横のほうと相談をしておられたから、私の質問の趣旨がようわからなかつたのかも知れませんが、その点は昨日も御説明になつたのですが、提案理由の説明の中にありますやうな、二つの争議がその規模が大き過ぎて、国民経済、或いは国民の生活に大きな脅威と損害を与えた、こういうことが書いてある。言い換えれば、争議の影響といふもの、争議の規模、それからその争議が与へました国民生活及び国民

経済に対する影響といふものもこの法案提出の大きな理由になつておるやうに、私は提案理由の説明その他で聞いたのですが、ストの責任論から関連いたしまして、争議の責任がいづれにあるかといふようなことは論議したくない、それから影響等については昨日質疑に入りませんでしたけれども、ひたすらに今言われるやうな、二つの争議の方法が違法であつた、或いは社会通念上、今おかしいという言葉を言われましたが、不当である、こういうことからのみこの法律はお作りになつたのか。その一点だけが問題なんで、ほかの点は問題でないのかといふことを今お尋ねしている。

○國務大臣(小坂善太郎君) 質問の御趣旨をちよつと明確に伺ひかねたのでございまして、昨年の争議は非常に大規模だつたことは事実でございまして、その結果によりまして、国民の社会通念がこれを不当とすべしといふことに明確化された、成熟したと、こういう関係がある、こういうことなのであります。

○吉田法晴君 どうも論議の焦点がはつきりしないのですが、私はこの法案が出された動機と言ひますか、あの原因等に鑑みまして、ストライキの責任、或いはストライキが国民の経済、或いは日常生活に影響を及ぼしたと言ひますが、そのストライキの原因そのものから入りかけたわけでありまして、その点については責任はどこにあるかといふことは言いたくないといふことで迷つた。それからストライキの影響等もこれも論議しなければならぬと思ふのですが、昨日の私の質問に答へては、今おつしやつたストライキの違

法性、或いは不当性といふことだけからこの法律を作つたと御答弁になりまして、そこで私はその点だけを反駁すればあとは問題はないのか、こういう点を尋ねておるわけですが。

○國務大臣(小坂善太郎君) 要するに私の申し上げておるのは、この法律ができたのは、責任追及論からできたのではないのだ、やはり国民の社会通念からしてこうした範圍の争議行為といふものは違法であるとすべきであるといふ社会通念が成熟したと考へるからそれを明確にする、こうしたほうが今後の争議行為といふものの健全な規範を言ひますか、この範圍を越えれば則を越えるのだといふことを明確化することによつて労働の健全なる良識、慣行の成熟に寄与するであらうと、こういうことであるといふことなのであります。

○藤田進君 関連して具体的にお尋ねしたいと思ひますので、その事実について、これは将来の仮説ではありませぬので、答へて頂きたいと思ひます。先ほどの御答弁を開きますと、電氣について言えば停電ストなどは曾て違法であるといふ政府解釈をしていたが、更にこれに加えて電源スト、或いは給電指令所の職場放棄、こういうものは曾ては違法で……曾ては違法であるといふやうな何かごまかしたやうな言葉があつて、結局社会通念が成熟した、あれでは困る、ああいうストライキは困るのだといふ社会通念が成熟したので、よつてここにこの違法性を明確にする、こういう御答弁があつたやうに思ひます。その通りでございまいしうか、労働大臣の御答弁に對してです

が……

○國務大臣(小坂善太郎君) スイッチ・オフは従来とも違法であると考えられている。ところが電源のこのスイッチ・アウトとか、変電所のウオーク・アウト給電指令所の職場放棄というふうなものも昨年の争議行為を通じて、これは違法とすべきものである、あれは困ると、こういう社会通念が成熟したと、こういうことを申上げておる。従つてこの法案を出すと、こういうことを申したわけでありませう。

○藤田進君 従来衆議院或いは本院における御答弁とは、ここに新しい理由が加わつて来たと思ひます。社会通念の成熟というところについて新しい理由が加わつて来たことの根拠は別といたしまして、それについてお答えを願ひたいと思ひますが、本院におきましても、消費者代表、或いは労使、更に学識経験者、労働法学者、あらゆる分野のかた々をお呼びいたしまして、国会法に定める公聴会を開催されまして、多くの意見が、本日の速記録にも認められて手許に配付されておりますが、これらの中から見ますと、必ずしも社会通念の成熟として明確に把握するには非常に薄弱なものである。賛否同論あり、殊に学者、労働法の専門家である法学者等の意見を総合いたしますと、ことごとくと言つていいくらい、この違法性についての政府の見解に対して反駁をいたしてあります。従ひましてお尋ねしたい点は、社会通念の成熟というものの判断の基準になつたそのものは、そのスケール、根拠はどこに置かれてゐるのか。

ライキである、この説明されております。昨年の電産、炭労のストライキの中で、電産について見るならば、当初電産戦場の減電量は一〇〇程度、それも九月十日、そうしてその後は十四日過ぎた二十四日、実に緩慢なペースで影響のない争議から始めて、最終的には二五〇程度の減電量、事実上二五〇は減電いたしてゐない。会社運転が相対なされておられます。このことは、この政府資料の中にも明らかにされております。そこでその社会通念の成熟というものは、果して二五〇という指令の下に行なつたあのストライキ、あの実績というものが問題であるのか。全体に与へた影響が社会公共の福祉だと言われているに違ひないと思ひますので、その影響というものはおのづから大きな減電になつて、規模の大きい停電、工場や或いは一般の電燈がとまる、交通機関がとまる、こういう範囲がおのづから憲法十二条との調和というふうな今まで聞いていたと思ひます。社会通念の成熟というものは、然らば昨年の実績においてどの段階からこのように成熟しているのか。これが第一点であります。二五〇というものがいけなかつたのか、一〇〇一五〇はよかつたのか、この点について、現実の問題について御答弁願ひたいのであります。二つの点ですね。

○國務大臣(小坂善太郎君) 社会通念の成熟という問題は、これは終戦以来しばしばの停電スト、停電の経験上どうもこれは困つたことであるという気持は相當に国民の広範囲に持たれておつたと思ひます。それが昨年の大争議の経験を通じて、それでは困るといふ社会通念の成熟を見たか私どもは考へておるのであります。

○藤田進君 その根拠です。○國務大臣(小坂善太郎君) その問題について、これがいいとか悪いとかいふことは、これは国会がおきめになる、私もそうした根拠においてこの法案を提案してゐるのであります。から、こういうふうなこれは社会通念であると考えられているかたが多ければそれでよろしいし、それでないといふことになれば、これは否決になる。これが結局民主主義の原則ではないか、これら思ふのであります。その事実問題の根拠については、私より労働局長より御答弁申上げるのがよいと思ひます。

○藤田進君 そんな衆議院を通過した……衆議院の議長に対しての質問でも何でもないので、提案者である政府、労働大臣に聞いてゐるのです。その提案者が社会通念の成熟であると稱して速かなるこの議決を願ひたいといふ提案であつたと思ひます。その立場を聞いてゐるので、社会通念の成熟というものはどこに根拠を置かれてゐるか、この点は当然お答え願ひなければならぬと思ひます。多数がきめれば、社会通念の成熟であつたらうなれば、そんなばんやりしたことを聞いてゐるのじやないのですから、明確にポイントをはささないで御答弁願ひたいのです。

○國務大臣(小坂善太郎君) この法案が提案せられてから、昨年の二月の公聴会におきまして消費者代表は全員賛成して賛成をして、一日も早く法案を通過させたいといふ希望が強くあつたことは御承知だと思ひます。なお今回におきましても公聴会を開いてやつておるので、あなたのおつしやるように、どこどこにどういふのがあつて、国民のどのくらいがどういふことは、これはやはり民主主義の社会におきましては、国民の選出した議員によつて構成される国会によつておきめ願ひたいことに最終的にはなつて来るのであります。詳しくのことについて、数字等について何か言えといふことであれば、政府委員からお答えいたさせます。

○藤田進君 然らば政府として社会通念の成熟について確信はないが、とにかく国会に出してみれば、多数かどうかわかるだろう、こういうふうな観念と思ひます。さてそこで問題は、決して新しくここに制限を加へる法案ではない、創設的なものではない、いわば違法性を明確にするのであるから、宣言的なものであるといふような匂ひも説明されてゐたと思ひます。そこで今の社会通念の成熟という新しい事実に基づいて、未だ曾て成熟していなかつたその下に於いては、停電ストといふものは政府としても過去違法だとされてゐたとしてならば、電産ストに關する限り、或いは給電指令所のストライキに關する限り、従来違法ではないと思つてゐたが、併し社会通念の成熟によつて新しい立場からこの第二條が必要となるのだといふことになりまして、今までの御答弁は全然覆つて、新しい成熟のこの上に立つて、第二條は従来の権利を、罷業権のその手段をここに制限をするのだ、新しく制限をするのだ、こういうことに當然なると思ひますが、これに対してなお且つ新しく制限するものではないといふ理由がどこにあるか、御答弁願ひたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 昭和二十一年以来のしばしばの争議の経験を通じて、そうした社会通念はあつたと思ひます。併し当時御承知のように司令部がおりまして、そうした司令部が争議には何かと指導をやつて解決すると、こういうふうになつておりましたので、そうした社会通念をどう判断すべきかといふことについて現実の差迫つて問題が起きなかつた。併し独立後におきまして、あの争議の経験を通じて社会通念の成熟を見たか私どもは判断して、その確信の上に立つてこの法案を出してゐるわけでありませう。

○藤田進君 お答えになつてゐない。然らば新しくここに制限をするものかと言へば、そうではないとおつしやるけれども過去において電産ストなるものが違法であるといふ声明をなされたことがあつたならば見せてもらいたい。いつどこでなされておるか、それはない。目下法廷で争つてゐる問題は数あるけれども、この中においても検察庁は決して電産ストが違法であるとは言つてゐない。私は一昨昨日最高検に参りまして確めておりました。これは通念の問題について明確した上で、労働大臣との食違ひを明確にして頂きますけれども、過去において電産ストが違法なりという政府解釈、こういうものはなかつた。よつて社会通念の成熟であるといふふうには言われてゐるやに思つてゐたのであります。そうなりますと、ここに新しい社会通念の成熟した新事実の下に、新しい情勢の下にこの第二條が生れて来た。こういうことにならざるを得ないと思ひます。そうなりますと、当然従来違法で

なかつたものが社会通念の成熟によつて新らしくここに法的に実体法としての違法性を明確にするのだ、この第二條によつて違法であるのだ、労組法第一條第二項の正当性、刑法三十五條の適用を受けないのだ、こうなつて来なければならぬと思ふが、にもかかわらず新らしく制限するものではないのだ、こういう説明に食ひ違ひがあるもので明確にしてもらいたい。これは重大なポイントであると思ひます。今までは何にも答弁されてないのだ。

○國務大臣(小坂善太郎君) 今までも申し上げておりましたように、從來社会通念上非である、こう考えられておつたものをこの成熟に待つて不当であるところを明確化するのではありません。即ちこれによりまして、労組法第一條第二項の違法性の阻却がなされないといふことを明らかに解法として解釈をここに明定したものであります。

○藤田進君 從來昨年のストライキまで、もつと明確に言へばこの法案が通過したとして施行されて、そして第二條の適用を受けるようにこれが効力を生じました。既にこの電源スト、これは当然第二條によつて規制されるのであるから、労組法第一條第二項の違法性の阻却は今後はこれを受けないけれども、この法が制定されない以前、これが効力を発するまでは電源ストについてこれは労組法第一條第二項の違法性の阻却を受けるのか受けないのか。政府解釈を求めたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) ちよつと法律的な、事務的な点でございいますから……。

○委員長(栗山真夫君) まだ発言を許しておりません。

○國務大臣(小坂善太郎君) 從來この点は明確でなかつたのであります。ここに明定をいたしますと、第一條第二項の違法性の阻却がなされない、こういうことになりません。

○藤田進君 今までは……。

○國務大臣(小坂善太郎君) 今後はと申し上げておりますから、今まではよろしいのです。

○藤田進君 そうすると、新らしくできるのじやないか……。

○政府委員(中西實君) 或いは違法性阻却の場合でもはつきりしたもので、それからそうでもないもの、ニュアンスはいろいろあると思ふのであります。明らかに違法である、それから社会的に悪いと思はれるものでもはつきりと裁判所へ行きまして認定されないもの等いろいろございいます。先ほどの電源ストその他は從來その点ははつきりしてないかつた部門に属するのであります。併しそれだからと言つて社会通念上非であつたことは確かであります。それを今回法律上はつきりする。こういうことであります。

○委員長(栗山真夫君) 関連質問だから成るべく簡単に一つ願ひます。

○藤田進君 然らば、從來説明され、衆議院を通過の際にも政府が一貫して主張していたものを新らしく参議院においてその理由と違つたものを発見するに至つたわけでありまして、それは決して從來違法でなかつたものをこの際新らしく制限するものではない、そういうものではない、不明確なものを明確にするので、当然從來もともかく違法であつたものをこの際親切に明確にするだけだという理由はなくなりま

して、電源ストに関するこの第二條に關する限り、これは新しい成熟の下における制限であつて、決して解釈を明確にするものでないといふことが明らかになつたと思ひます。なぜならば、この制定の際においては労組法第一條第二項の適用を受けなくなる、違法性の阻却を受けなくなる、違法性が當然過去については違法性の阻却を受けておる、こういう明確な御答弁があらうしたので、この点は新しい事実をここに発見したと思ひます。私にはこれに關連いたしまして、憲法、そして労働法に至るまでの法体系の中からも更にこれに關連した明確化を願ひたいと思つておられますので、私は午前中の発言はこれで終ります。

○國務大臣(小坂善太郎君) 今後は先ほども申し上げたように明確化されますから、労組法第一條第二項の違法性の阻却がなされないといふことは極めて明確であります。然らば從來はどうであつたかといふのであります。從來はこの点は不明確であつたといふことであります。念のために誤解があるといけませんから申し上げておきます。

○堀原茂雄君 簡単に關連してお伺ひしたいのであります。今のお話であります。仮にこの法案が通過しなかつたといふ場合においても、政府としては電源ストは違法であるといふ解釈をおとりになることと思ひますけれども、そうなりますか。そうなるでしよう。今の答弁ではとられん」と呼ぶ者あり。

○國務大臣(小坂善太郎君) 政府の行政解釈としてはその通りであります。○吉田法晴君 今の点はもう少し明らかにしておきたいと思ふのであります

が、行政解釈としては違法である。併し例えはスイッチ・オフは必ずしも違存でないといふ裁判があつたことは御法にだと思ひます。今の御答弁によりますと、私も最初出て来た説明では電源スト或いは停電スト等もこれはこの法律を待つてもなく違法である。そこでそれを念のためにこの法律にまゝとめて讀つたものである、こういう御説明であつたと思ひます。それが完全に変つたといふことをここで確認してよろしいかどうか。

もう一つ、そうしますと、保安要員の引揚の問題につきましても、從來は違法であるといふことは明らかでなかつた。或いは當、不當といふこと、或いは社会通念上云々といふことがありますが、強いていふといふ言葉を使つたと思ひますが、とにかく社会通念がどこから出て来たかわかりませんが、そういう意見があつた。そこでそういうことはやるべきではなからうといふ社会通念と申しますか、社会常識を元にしてこの法律を新たに作るのだ、その結果新たにこの法律ができますならば、それは労組法第二條、或いは労働法三十六條等の正当ならざる行為といふことになる点はこれは明らかであります。この法律を出した根拠は、從來は違法關係ではなくして、常識上の或いは適當を欠くといふ、或いは大臣の言葉で言へば不當であるといふ、こういう社会の意見を基礎にして新らしくこの法律を出すのだ、こういう御説明と確認してよろしうございいますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 分けて申し上げますが、炭鉱の保安要員の引揚げの場合には從來とも不当であつた。併しそれにつきましては昨年の争議の際

に政府声明も出ておりますけれども、それにもかかわらず保安要員の引揚げという指令が出た。そこでこれを法律としてこの場合を規定して明確にする必要がある、こういうことなんです。

それから電氣の場合に、スイッチ・オフは從來とも違法であつた。併し電源のウォーク・アウト、或いは停電スト、給電指令所の職場放棄、そうしたものは從來は社会通念上非であると考へていたけれども、明確でなかつた。そこでこの際社会通念の成熟を見たので不當であるといふことをこの法律によつて明確に解釈を明らかにするといふことなんです。

○堀原君 ちよつと関連質問なんです。先ほど来社会通念といふ言葉を盛んにお使いになる。それから又世論がこれに反對しているといふようなお言葉をお使いになつておられますが、私は率直に一世論とか、社会通念とかいふものについて一般的に認められるようなものがあるのかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 私のほうに昨年の争議の最中、或いはその後あらゆる方面からの陳情その他、それから當時の新聞論調、ここにまとめたものを持つておりますが、これを見ますと、やはり國民全般から見ますと、世論として成熟しているといふことが立証できるのではないかと思つております。

○堀原君 反對の陳情、ストライキに對する反對の陳情がたぐさん手許に集つてゐる。これを材料にしてといふお話であります。世論とか或いは社会通念といふようなものは作られるも

のであります。決して自然発生的に生まれて来るものではないのです。これはもう世論を研究している人ならば誰でもが知っている事実なんです。而も自然発生的な世論というものがあつたすれば、それは実は極めて素朴なものなんです。決して目的や或いはその他のことを意識しての世論というものは、ものが自然発生的に生まれて来るというものはこれは考えられない。従つて私はその点をきつさせたいと思つてお尋ねしているわけなんです。で小坂労働大臣にその点について明確に社会通念と盛んにあなたはおつしや、社会通念は成熟しているとあなたはおつしやるのですが、どういふ基礎に基いてそのような社会通念というものが成立し、そして又成熟しているか。殊にこのストライキに対して非とするところの社会通念が成熟しているか、その根拠、基準等に関して改めてお答えを願いたいと思つて。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えをいたしますが、私は世論というものは非常に素朴なものであつていい、又そうでなければ世論でない。そうでない持つて廻つたような世論というものはむしろこれは強いものである。こういうふうなあなたの見解と反対の見解を持つておるのです。自然発生的でなく、ほかの人からいろいろ言われ、或いは強制され、或いは意見として打出すべく準備された、そうしたものはむしろ世論としての、まあ勿論世論の一部であります。世論を判断する場合にはむしろ自然発生的な素朴な形で出て来るものが世論であらう、こういうふうに判断すべきではなからうかと考へるのであります。

なおどういふ形でそれによつて社会通念といふものを判断するかといふことでありますが、これは非常にむづかしいと思ひますが、むづかしいが一つの手掛りといつたしてみますれば、この際行われまして四月の選挙、これはがつの世論の手掛りじやないかと思ひます。その選挙の際にこうした法案といふものを掲げて選挙に臨んだ政党、即ち自由党、改進黨、或いは緑風会、そういうものを支持する、国民の投票といふものが多かつたことは事実で、(ごまかしだよ)と呼ぶ者あり)ごまかしでも何でもございませぬ。そうした政策を掲げて国民に訴へ、嫌ならば国民は投票しないでしょう。やはりそういうものを基礎にして私もお互ひに政界政治家としてやつておるわけでごさいますが、それを判断の基礎とするといふことは自然ではないか、こう思ひます。

○堀真琴君 世論といふものは自然発生的なものであり素朴なものでよいといふお話であります。何れ世論の論争をここでやろうと思ひませぬが、世論といふものは作られるものではないことを、やはりよく研究されるならばそういう結論に達するだらうと思ひます。新聞がこういう論説を出しているとか、或いはラジオがこういう解説を出しているとかいふようなことによつて世論といふものが作られて行くのであります。世論は飽くまで作られたものであります。自然発生的には世論といふものはそう大きくなるものではなないであります。而も今日のように利害関係の対立している社会の中で以て、共通した世論なんといふものはあり得ないわけですね。あなたはどういふ

根拠でそれを一般的な世論と考へられるのか、あなたは選挙の場合において自由党が多数を得たということが世論がこの法案に対する支持の証拠だ、と、こういうお話であります。日本の選挙といふものは世論が正確に反映するものじやないのです。御承知のように選挙に當りましていろいろ利害関係が錯綜して、そしてそれが投票になつて現われて来るのであつて、あなたは自由党が一番たくさん議員を持つてゐるから、世論によつて一番たくさん支持されているのだといふようなことはとんでもない間違ひだと思つて。それからもう一つ私の狙いとしてゐるところは、あなたがたは一部の意見を聞かれてこの法案を出されたのじやないかといふことを私は狙ひにして実はお尋ねしているわけですね。さつぱらんに申しますと……あなたは私がこう

言ふならば、決してそうじやない、使用者側や或いは資本家の言ふことを聞いてゐるのじやない、こういうお話をなさるだらうと思ひますけれども、決してそうじやないのです。公聴会等に現われた意見にみましても大半がこれに反対しているわけですね。(反対じやない)と呼ぶ者あり)これをあなたは反対の意見といふものは世論ではない、こういう場合にお認めになるのかどうか。その点をもう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私は、世論は作られるといふことは、独裁国の場合でございましてそういうことにならざると思ひます。民主主義社会におきましてはやはり世論といふものは自然発生的に出て来るものである。非常に素朴な形でやはり大衆は愚に

きんと申しますか、大衆の考へといふものは正しい場合が多い、正しいと判断することが健全なる民主主義を発達させる基礎であらうとこう思つております。この世論が結局私は投票になり、選挙になる。選挙の結果を否定するといふことは、決してあなたの言葉尻をとるつもりはございませぬけれども、国会を否定するといふことに繋がりどういふ形であつても選挙の結果は素直に肯定すべきものだ、こういうふうな思ひます。

他の一部の声を聞かれたのじやないかといふことでございませぬが、そんなことは決してございませぬ。やはり強いられた議論といふものは、私はできるだけこれはもうあらゆる角度の考へ方からしても避けて行きたい、素直な形で公正に判断すべきだと思ひます。見解の相違と申しますか、これ以上いろいろ申上げてお堀さんに御納得を得る答弁はできないかと思ひますが、一応お答え申上げておきます。

○田畑金光君 ちよつと関連してお尋ねしたいと思つておりますが、先ほどの労働大臣の御答弁によりますと、選挙のときの公約に基いて国民の多数の支持を得ておる。成るほど今自由党の公約を見ても、電氣、石炭鉱業の発送電スト、保安ストを規制する。もう一つ、一方雇用量の拡大と実質賃金の向上を図る、こういうこととで自由党は相当多数の票をもちつておると思つてあります。(そうなん)だ)よと呼ぶ者あり、(笑)そういう面における国民的な支持或いは世論といふものは、今あなたの御説明によつては成仏できないのであります。(笑)

○先ほどの労働大臣の御答弁によりますと、社会通念が成熟した、社会通念といふものは簡単に形成され、或いは又成熟するものであるかどうかといふことを私たちは疑うのであります。少くとも社会通念といふものは相当年数の社会生活の上に或いは慣行として打立てられ、法的な確信が自然とその中から生まれて、そこに自然的な私は社会通念といふものが生まれて来ようと思つてあります。僅か一、二カ月のストの中から社会通念といふようなものが、而もそれが立法の面に、法規の中に大きな影響力を持つ社会通念といふものは生まれて来ないだらうと思つてあります。今小坂労働大臣のお話なされる社会通念といふのは、即ち一つの事件を契機とした国民の素朴な感情、こういうものに私ははかならぬと思つてあります。而も先ほど来の質疑、答弁を聞いておりますと、今回のスト規制法案といふものは単なる宣言的な規定である、この従来お話になつておられました、今回のこの立法が制定されることによつて明確な刑罰法規といふものがここに創設される。従来のお答弁とは本質的にここに食違ひが出て来ようかと思つてあります。この点を一体どう解釈なされておるのか。更に問題は、若しこの法案が通らんとするならば、政府としては行政解釈として違法としてこれを処理して行く。行政解釈として一体憲法二十八条の労働者の基本的権利といふものが制約し得るのであるかどうか、今日の憲法の二十八条の労働者の団体行動権といふものは、しかくさように行政解釈によつて左右し得るほどの簡単な内容のものであるかどうか

と申しますか、大衆の考へといふものは正しい場合が多い、正しいと判断することが健全なる民主主義を発達させる基礎であらうとこう思つております。この世論が結局私は投票になり、選挙になる。選挙の結果を否定するといふことは、決してあなたの言葉尻をとるつもりはございませぬけれども、国会を否定するといふことに繋がりどういふ形であつても選挙の結果は素直に肯定すべきものだ、こういうふうな思ひます。

か、この点について一体どう解釈なさ
れるのであるか。

更にもう一つ私はこの際承わつてお
かなければならんことは、あなたの提
案理由の説明の中にも、昨年のストに
鑑みて、国民生活、国民経済に大きな
影響をもたらしたから、従来の労使関
係の大原則から一応外れるけれども、
今回この立法をなしたと、こうなつて
おりますけれども、石炭の場合に例を
とつて見ますならば、石炭の保安要
員の引揚といふものは単なる準備姿勢
を免したに過ぎない。一体保安要員引
揚の実体の闘争が行われたかどうかと
いうこと、これを通じて職場の破壊が
行われたかどうかということ、而も炭
鉱の実情において最もその職場に愛着
を持つておる、或る意味においては古
い社会慣習もまだ根強く残つておる炭
鉱において、炭鉱の労働者といふもの
がしかく簡単に職場の放棄といふもの
ができるかどうか、こういう経験の上
に立つてこの法律ができておるのか、
ここに私はこの法案の大きな思想的な
不統一があると考へております。規制
せらるべきは、国民経済、国民生活に
影響を及ぼしたの長期のストの結果
石炭が出なかつた、石炭が出なかつた
つた。なぜ石炭が出なかつたかといふ
ところに、私たちは立法するならば、
或いは政府が労働施策を進めるなら
ば、問題の根源があると考へておる。
保安要員引揚といふのは単なる準備姿
勢に過ぎない、現実にはそのようない
は起つていない、経験もない、実行も
されてない、然るにかかわらず、過去
のストに鑑みて、こういうような名目
の下にスト規制法案が制定されてお
るのであります。政府は勝手な解釈によ

つて、勝手な判断によつて、そうして
この法律を規制したところに、今言つ
た思想的な矛盾と衝突が来ておると私
は考へておるのであります。一体あな
たは、炭鉱の労働者がしかく簡単に職
場の放棄ができるかと考へておるのか
うか。この立法といふものは過去の経
験に基いて、昨年の争議に基いてやつ
たとするならば、現実にとられておら
ない保安放棄、これと立法との関係を
どうあなたは解釈しようとしておられ
るのか、その点を明らかにしてもらい
たいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 全般を通
じての御意見の中で、私はストに對し
て、これをスト至上主義に持つて行く
考へ方をとらないで頂きたい、こうい
う見解を持つております。労使間の関
係といふものは、そこにやはり理解と
納得と協力を以て臨み、そうしてその
間に話し合いによつてできる限りお互
いの意見を暢達し、仲ばし合つて行く、
そうして円満に妥結をするというよき
慣行を作つて頂きたい、これが今の
日本の全体の置かれておる國際的な、
乃至國內的な経済諸条件の下における
健全な歩み方ではないかと思つており
ます。これは労使双方について強く望
みたいところであると考へておる次第
であります。

更に、この説明について従来と變つ
たとおつしやいます、従来の通りで
あるの、私は少しも變つておらな
い、こう申し上げたいのでございませ
う。即ち、従来不当或いは社会通念上非と
せられるものをここに明確に不当であ
ると確認する解釈法規であると、こう
いうことなであります。

なほ、この法案が通らなかつた場合
に、行政解釈は不当であるという行政
解釈であるといふことはどういふこと
だとおつしやいますか、それにお答え
いたしますが、無論最終的には裁判所
の判決或いは判例に待つべきものであ
ると、こう思つております。

それから炭鉱の場合、保安要員の引
揚といふことがそう簡単にできないと
おつしやいますが、私も健全な労働組
合各位におかれてはそのようなことを
輕々にやられるとは思ひませんが、おら
ないと思ひます。なほのことそれ
を明確にしておいて、そうしてそうし
たような危険を避けるといふふう
な明確な解釈法規を明定いたしてお
うが却つて親切ではないか、かよう
に考へております。

○田畑金光君 ちよつと関連し
て……、第一項の問題について、御答
弁の中に労使関係といふものは飽くま
でも両者の話し合いの上に立つた良識と
慣行の確立の中に問題の処理を圖つて
行きたい、こういうふうな御答弁があ
るわけでありませう。その通りだろ
うと考へております。ところが私は指摘申
上げたのは、先ほど小坂労働大臣は
選挙のときの自由党の公約を出されま
したので、私はもう一度この公約を申
上げたと思つたのであります。前
段においては確かにスト規制法案とい
う法によつて忠実に公約の履行を果さ
れようとする努力をしておられます。即ち、
電気、石炭業の発送電スト、保安スト
を規制するこの公約は立派に今果され
ようとしております。一方雇用量の拡
大と実質賃金の向上を図るというこの
公約は、どういふ施策の中において具
体化されておるかといふことを私は承

わりたい。この前段の公約はどうい
う階段に對する公約であり、今立法化さ
れんとする公約はどういふ階層に對し
てあなた忠実に履行されようとして
おるのか。もう一方の公約であるとい
ふ雇用の拡大と実質賃金の向上とい
うものについてどう考へておられる
のか。先般の労働委員会においては、全
国の失業労働者の諸君が来て、そうし
て就労日数の増加と夏季手当の要求、
こういうことを問題として事情を聞
き、労働省にも労働委員会としての決
議案を出していただけた。進歩的な施
策をあなたが行はれておられるの
か。私はこの際長く申述べませんが、
現在の吉田内閣のこんなところの労働
政策の思想的な背景、この施策によつて
どういふ階層のためにプラスをし、マ
イナスをしておるかといふ点、この点
が即ちスト規制法案の立法となり、こ
のスト規制法案の中に流れるところの
憲法違反に問われる精神、或いは思想
的な矛盾と不統一があると私は考へる
のであります。

先ず第一に、一体どういふ立法の側
においては施策を現実にあなただけの
国家予算の中においてとつて来られた
かといふことを伺ひたいと思ひます。
〔議事進行と呼ぶ者あり〕

第二の関連として申し上げたいこと
は、行政解釈によつて……、私の問わ
んとするのは重大な問題であります
が、憲法によつて労働者の生存権の最
も重大な権利として保障されておる争
議権といふものが、しかく簡単に行政
解釈といふようなものによつて拘束で
きるものであるかどうか。そういう思
想といふものは、私は旧憲法時代の思

想ではなからうか、旧憲法時代の憲法
ではなからうか、かように私は考へ
るのであります。

更に第三の点といたしましては、炭
鉱関係においては、民主的な労働組合
の立場からするならば、保安要員の引
揚等はないであらう、ないといふこと
であるからして、この際明確にしてお
きたい。これは我々として納得の行か
ない話であります。一度もそのよう
なことが行われておらない。恐らく先般
常盤や九州、北海道、各労働委員の諸
君が視察されましたが、この炭鉱の中
に入つて炭鉱のあの地下労働の実際と
いふものを経験し、見た者は、あの中
に働く労働者諸君といふものは職場を
放棄する、こういうふうなことは恐ら
く何人も捉われない氣持で見ると
ば、考へられないと思つておるであ
りませう。昨年の争議の実際も、行われて
おらない。問題は、炭鉱のストがなぜ
あつたのか、長期化したかといふこと
に、ここに未解決の問題が含まれてお
ると思つておられます。そういう立
案をせざることを、立法化せざること
が、労働関係は飽くまでも話し合いによ
つて良識と慣行によつてやつて行くこ
うとしておられる小坂労働大臣の考へ
き途ではなからうかと考へるわけであ
ります。再度御答弁を願ひたいと思
ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) お答えい
たします。第一点の雇用量の増大と実
質賃金の充実にいふことについて選挙
の結果どういふ態度をとつておるか
といふことではあります。これはまあ申
上げますと非常に長くなるのでありま
すが、要するに我々の自由党が政権を

怪至極なお話を承ねると思ふのであり
ますけれども、戦後権威主義的に、或
いは行政機関を中心に法律を作るとい
うことはやめて、法律は国会において
作るべきであります。民主主義の原則を
新憲法によつて打立てたのでありま
す。従つて法を運用します場合に
も、或いは法体系を積立てて参りま
す場合にも、判例の意義というものは
極めて重要だと思ふのであります。或
いは英米等においてはコンモン・ロー
の考え方でございますけれども、これ
は判例を積立てて行くという態度、或
いは個々の問題について立法をして行
くというこれは体系でございますが、
私の承知しておる限りでは、日本は新
憲法の下において、この民主主義的な
法を作つて行く、或いは法体系を積上
げて行くという決意をして参つたと思
ふのであります。それを、労働大臣は
極めて安易に規定をされますことは、
極めて奇怪至極だと思ふのでありま
す。なおその点について一応お考えを
承わりたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この法律
案におきましては、しばしば申上げて
おるように、不明瞭なものを明確化す
る。不明瞭なものであるために、不明
瞭なものをそれは正当と解釈すべきだ
というふうに、見解の相違が一部にお
いてなされるために、法を犯し、その
ために法廷に立つというようなことを
労働者諸君に求めることは、決して私
は親切なゆえんでない、こういう考え
方を持つております。この私の考え方
につきましては、衆議院においても確
認せられておりまして、或る会派の入
は、賛成討論の中にもその意見を綴り

込んで賛成をしておられたような次第
であります。

○吉田法晴君 今尋ねましたのは、慣
例法という問題について、労働者を法
廷に立たないというお話でありまし
たが、慣例法という面について、労
働大臣はどう考えておられるかとい
うことを聞いたのであります。

○國務大臣(小坂善太郎君) 最高裁に
おいて、行政解釈をした場合にも、最
終的にはきめるのであります。

○吉田法晴君 きめるといふ事実は間
違ひはございません。そんなことを言
つておるのじやありません。労働者を
法廷に立たせるに忍びぬという表現が
あつて、日本の民主主義のイロハにつ
いて御存じないような御発言がありま
したから、慣例法というものを大臣はど
ういう工合に考えておられるかとい
うことを聞いたのです。

○國務大臣(小坂善太郎君) 最高裁に
おいて最終的な判例を下すわけであり
ます。(「そんなことは聞いてないよ」
「慣例法をどう考えるか」といふことを
聞いておるのだよ」と呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 只今の答弁では、判例
に関する解釈というものは、これはも
う常識ですから、やめておきましよ
う。ただ勉強が足りない。横で中西政
政局長が説明しているようですが、判
例と慣例法、それから行政府と国会、
それから裁判所の関係は、一つ追つて
よく御勉強願ひたいと思ひます。問題
はこの法案に、それから不当といふ
言葉に關連いたします政府の提案理由
の説明であります。先ほど中西政政局
局長も大臣の答弁を補佐して、判決に
おいてスイッチ・オフが違法でないとい
う判決があつたといふことをお認め

になつた。もう一度念のために申し上げ
ますけれども、昭和二十六年の川崎市
において起りました電産争議に關連い
たします問題について、横浜地裁、東
京高裁の判決等は、恐らく労働大臣は
御存じだろうと思ふのであります。オ
フは違法ならずとして、その分会にお
いて、これは川崎市柳町川崎電産所配
電盤室に至つて、その分会員が本部
の指令を聞かなかつたので、上部団体
の組合員が行つてスイッチ・オフをや
つたといふような事件でございます。
それについて違法でないという判決が
起つておるということは御承知であら
うと思ふのであります。そこに従来
の日本の判例なり、或いは法規の運用
についてはスイッチ・オフ必ずしも違
法ではない、或いは電産スト、その他
電産の労働不従事といふものは、これ
は違法でないといふような判決のほう
が、或いは法解釈のほうが強かつたこ
ととは、これは事実であると思ふのであ
ります。それを社会通念……、どの
程度の社会通念か知りませんが、自由
党の社会通念としてはそれは不当であ
る、こういうことになつたからこの法
律を出すのだ、こういうお話でありま
す。そういう常識上の不当を問題に
してこの法律を作るといふことである
ならば、この法律提案の基礎は完全に
崩れてしまふ。法律関係を私どもは論
じておる、そして政府は電産の電産ス
ト、或いは停電ストが違法である、或
いは保安要員引揚が違法であるといふ
理由の下に作られたこの法案だから、
私もそれについて審議を進めて参りた
い、或いは具体的に例を挙げて審議し
て参りたいと思つておつたところが、

朝来、違法であるのでなくて、不当で
あるといふことを理由にして、この法
案を出しておる、こういうことで問題
にしておるのであります。今労働法上
不当といふことと、違法であるといふ
ことは同じであるといふお言葉があ
りましたけれども、併し常識的な不当
当といふことは問題ではございませ
ん。労働法においても不法といふこと
と、或いは違法といふことは、その限界
が今まで問題になつて争つて参りまし
た。これは常識上の不当の問題を超
えた大きな問題であります。常識論は
やめてもらひたい。例えばそれは労働
大臣が経済を学ばれたとしても、労働
大臣として提案理由の説明をされ、或
いは質問に答えて頂くならば、労働法
上のことも説明を頂きたい。労働大臣、
労働大臣、足りなかつたら政府委員に
補つてもらひたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 中西政府
委員から答弁させます。

○政府委員(中西實君) 不当、これ
は法律解釈といひまして、不当とい
ふのは正当でないといふことで、結局
違法性を阻害しないものであります。
こういう我々は意味に存じておりま
す。

○吉田法晴君 いや重ねて伺いますけ
れども、今まで不当であるとか何とか
いふことで問題を処理して参りました
か、裁判所に参りましたならば、法の
解釈を裁判所に求めますならば、不当
とかいふような言葉は使ひやしませ
ん。政府がだつてこの前の政府声明の中
では、不当とか何とかいふことは言
いてない。違法だ、法律概念として正
当、今大臣が言われるように社会常識
から或いはそれは少数の社会常識かも

知れませんが、不当といふようなこと
を以て裁判するといふようなことは、
どこの裁判所に行つたつてありや
しない。

○政府委員(中西實君) 労働法一条二
項では違法性阻却の場合が書いてござ
います。正当な行為については阻却
する。従つてこの正当か、正当でない
かといふことによつて、やはり裁判所
におきましては裁判をいたしたい、か
ように考えます。

○吉田法晴君 それでは根本的なこの
従来の電産スト、或いは停電ストにつ
いて、不当といふことは先ほど大臣
から説明がありましたけれども、それ
が必ずしも従来違法と考えられたわけ
ではない、或いは保安要員の引揚が違
法であると考えられたわけではない、
こういう先ほど来の説明は、その通り
にやはり中西政政局局長も認められるわ
けですか。

○政府委員(中西實君) 先ほど大臣が
場合を分けて御説明になりました、三
条の關係の保安要員の引揚は、これは
もう曾つてのその指令が出ました、準
備指令が出ましたときの政府声明にも
ございますように、法を待つまでもな
く労働法第一条二項にいう正当なもの
じやないと、こうはつきり従来も解釈
しておつたのであります。ただ問題は
二条の、今の電産の職場放棄、これに
つきましては明確でなく、そこで今回
どうなつた、こういう關係でございま
す。

○吉田法晴君 それでは、昨年準備指
令の出ました保安要員の引揚につい
て、それはこの法律を待つまでもなく
違法であつた、或いは中西政政局局長の
言葉を以てするならば、労働法上、或

いは労働法関係を含めてですが、不法であつた。或いは違法であつた。こういう事実がどこかの判例等にございまして、一つ示して頂きたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 従来、今の漏水その他の関係では、判例がやはりございまして。それで、これは当時そういう判例もございまして、当然の法律通念といつてしまつて、人の危害に關係のあるものは労働法三十六条、それ以外にこの本法三三條所定の事項につきましては、一条二項ということに正当ならざるものと、こういう解釈がされるのであります。

○吉田法晴君 私には昨年の事例につきまして判決があつたらお示しを頂きたいと言つたのですが、漏水についての判例があるということですが、漏水についての判例を頂きたいのであります。私は争議の結果、漏水があつて、そして、それが法上の責任を問われたということの例を知らないのであります。不敏にして恐ろしくなつてと思ひます。それから、判例をお示しして頂きたいと思ひます。それから、山崎保安法の保安要員の引揚の全部について、恐らくそれが違法である、こういう御解釈であらうと思つたのであります。その具体的な事例と、それから有権的な判決、その他解釈を資料にして、具体的に示して頂きたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 保安要員全部の引揚は問題にならぬのであります。この法案の三条によりまして、保安要員の業務にして、ここに列挙してありますようなものをやつてはいけません、こういう趣旨であります。なお判例はございまして、あとでお見せ

いたしたいと思ひます。

○委員長(栗山良夫君) ちよつと私関連して質問しますが、実は先ほど話を聞いておつて、私個人が非常に奇怪に感ずることは、いわゆる労働提供拒否の電源関係のストが違法であるかどうかというところは不明確であり、行政的には非常に違法であるという句ひが強いように思つていたのでありますが、そのことは最終的には裁判所の決定に待たなければならぬ、こういうことを言われまして、これはやはり行政府が私は司法権を非常に尊重しておられることであらうと思つて、敬意を表しますが、そういうことでありながら、裁判所のほうにおいては、労働提供拒否の去年までやつたことは、特別の威力業務妨害のことを除いて全部同様である、こういう工合に裁判の判例ができておるのに、そういうことになつておるのに、なお且つ不明確である、違法であるといふことは、裁判をちつとも尊重されないのである、それは非常に自家撞着じやございせんか。その点を大臣から明らかにして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 労政局長にお答えをいたさせます。

○政府委員(中西實君) 下級の裁判の判例はございしますが、まだ最終的な權威のあります最高裁の判決がないのであります。従つて最高裁の判例を待つて我々としても考えたいと思ひます。

○委員長(栗山良夫君) そうしますと、このスト規制法案というものは、今多数の事件が一審、二審で審議されておるのです。最高裁の決定が明らかになつてから態度をおきめになるこ

とのほうが、これは行政府が裁判所を尊重される途じやないかと私は考えるのですが、その点は如何ですか。これは労働大臣に伺いたい。

○政府委員(中西實君) 関連しますから私から……。

○委員長(栗山良夫君) 大臣に伺いたいのです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 労政局長から……。

○委員長(栗山良夫君) 大臣に伺いたいのです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 労政局長が答弁をしたがつてゐるから……。

○大臣の答弁を聞くと言つてゐるじやないか」と呼ぶ者あり。

○政府委員(中西實君) 実は下級審の判例も、昨年の争議以後の判例は出ておりません。この社会通念による結局判断になるわけでありまして、やはり裁判所の判定もそのとき々の社会通念によつて變つて参るだらうと思つたので、従つて裁判所としては、恐らく今後の關係におきましては、裁判所も或いはその判断について含まつた見解を持つ可能性もあるのじやないかというふうに考えております。で、これは検務局あたりからもう正確にはお話を聞いて頂きたいと思つたのであります。刑罰の法規は成るべく罪人を作らないというので、解釈としては成るべく輕きに從う。疑わしきは輕きに從うというのが刑罰法規の原則であります。従つて従来とも社会通念上の非とは考えつてはつきりしなかつたといふ点につきましては、やはり消極的な解釈がとられがちで、これは当然の裁判所の態度だと思ひます。従つて今後どういうふうになりますか、これは又別の問題

で、我々としては社会通念が昨年以來相當に變つて來、これを違法とするにまで成熟しておるといふふうに考へております。

○委員長(栗山良夫君) 裁判も情勢で變つたと思ひます。だからこそこの法律が通れば裁判所はもうつきりするわけだ。そういうことを行政府がおやりになることが、日本の法律の解釈の建前を尊重して、特に労働法を尊重して行かれるゆえんであるかどうかと私は伺つておるわけなんです。その点は、いづれ法務省のほうの大臣がお見えになりますから、これは労働省だけ伺つておつても、先ほど來もうこれ以上進行しないと思つたのです。この問題はやはり法務省のほうの御意見を伺わなければ、労働省の意見はもうこれを出してゐるから、法務省に伺いたい。

そこでもう一つ伺いたいことは、それほど固い信念をお持ちになつておつたとするならば、これは一つの發電所がとまつてもいけないという非常に堅苦しいものなのですが、法律案を見ますと、そういうことになつておりますが、そういうことであるとするならば、昨年のストライキ、或いはその前のストライキにおいて行政府として法律解釈をして世の中に発表になつたこととがございまして、

○政府委員(中西實君) スイッチ・オフにつきましてはこれはもう今までも……。

○委員長(栗山良夫君) それは知つております。

○政府委員(中西實君) それから炭鉱の關係につきましては、これはもう……。

○委員長(栗山良夫君) それもわかつております。

○政府委員(中西實君) そこで電源關係でございまして、この点につきましては、結局従来とも違法であるという感じは持つておりましたが、社会通念もございまして、結局去年のあの経験でこれがつきりして來た、こういう感じであります。

○委員長(栗山良夫君) 私はそのことを伺つてゐるのじやない。少くともあつたことを労働省がおやりになつたわけですから、昨年のストが直接の動因であることは御説明を聞いて承知をいたしております。従つてそういう工合になるならば、昨年のあの争議は九月から始つて漸次ずつと長期間に亘つたわけでありまして、その全期間において……、社会情勢、社会通念でこの法律を作つたという御説明をしばしなされたものであります。私は伺つておるわけですが、労働省としてはこの法律の現行法の行政的な解釈というものに公にせられ、もつと具体的に申しますならば、炭労なり、電産なり、或いは電気事業者におつたやつたことがございまして、それが上を上げるかといふおと、電気事業者は、管下の従業員に当時まだ争議が解決する前に指令を出してあります。私はそれを讀んでおります。その指令には決して停電ストが違法であるといふ言ひを以て交付した。こういう重要な大きな電氣をとめることは不当であるといふ言ひを以て従業員に告げておられます。従つて労働省のようなこういう厳しい解決を電氣事業者もしてゐないのを私は去年の争議

を通じて知っておるわけでありませう。

○政府委員(中西實君) 昨年のあの長期に亘る最中におきましては、特段に申し上げておられません。ただ併し幾たびか争議解決によつて早期にストをやめるようにという警告を、勧告はいたしてあります。あの当初と終りのほうでは相当な差が感じられて来ております。併しその最中に特段のことをいたしませんことは、却つて争議解決に支障がありますので、特別に立法措置その他いろいろなことはあの最中には考へられなかつたことは御了承頂けると思ひます。そこでその後電産の争議はございませんでしたが、最近になりまして又……

○委員(山本良夫君) まあそれはよろしいと思ひます。そのことを聞いてゐるのじやない。

○政府委員(中西實君) それに対して我々のほうとしては警告を發してあります。

○委員(山本良夫君) そのことはいです。去年の争議の解決までのことを言つてゐるので、解決までは、争議の邪魔になることがあるといけなから出さなかつたところおつしやつておるのですが、炭労にはお出しになつておるようですね。警告を。そうすると電産の労働者のほうはどうしてお出し

にならなかつたのですか。

○政府委員(中西實君) 炭労のほうはつきりしてあります。従来とも行われておつたことに対して、又行へば違法であるといふつきりしておつた事例に対して出したわけでありませう。これに對して電氣のほうはとにかく昭和二十一年から相当毎回電産ストが行われておつたことはこれは事実でございませう。従つてそこに結局社会通念上も明らかに違法であるとするのは不明確であつたのであります。従つてそういう關係で當時はスト最中でもございませうし、そこまでの措置がとられなかつたといふこととございませう。

○委員(山本良夫君) そうしますと、私は炭労は違法であるといふことはつきりしておつたから警告を出されたと言つても、はつきりしておれば警告を出す必要がない。不明確だからこそ警告を出される必要がある。これ以上論議しても委員長が余り時間をとつてもいけなからやめますが、とにかく突然変異であるといふことはつきりしたわけですね。これは労働大臣に伺ひたいのですが、突然変異であるかどうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 電産の場合は御承知のように公益事業令が一時失効しております。今労働局長が答弁しておつたような事情もありまして出て行なかつた。組合は特にその趣旨のことを出さなかつた事情はあります。併し突然変異であるかどうか、突然変異といふのは、原因が不明で、急に變ることが突然變異といふ定義になつておると思ひますが、あの争議の経験を通じて、國民の社会通念が一步一歩成熟して突然でなくして進化的に

(笑)進化して行つた、成熟した、こ

ういふふうに思ひます。(「名答弁」と呼ぶ者あり)

○委員(山本良夫君) 私は、その今原因不明だと言ひますけれども、法律的に申上げてゐるのです。決して進化論をやつてゐるわけでもないのです。法律を作る動機が突然變異じやないかと申してゐるのです。法律的に申上げてゐるのです。そこで突然變異といふものは原因不明なものだとおつしやいませうが、今伺つておることがどうも原因が不明だから私は先ほどから何回も尋ねておるわけなんです。まあいづれ又法務省のほうからおいでになれば、この点を明らかにしますから、この辺でよろしいと思ひます。

○宮澤喜一君 この法案をめぐりまして、賛否の対立が激しい意味から、言葉尻を捉へるのはなくて、先ほどの一委員の發言について述べさせて頂きますが、私の間違ひでなければ、先ほど選挙といふものはいろいろ利害關係がございませう、錯綜いたしてありますので、世論の正確に反映したものは、世論の正確に反映したものでない、こゝろの意味での發言があらうなように聞き違ひでなければ承知をいたします。そこで、そういたしますと、この論議的な帰結といふものは、私は選挙の結果こゝろのような所で小坂首相のほうにお聞きしてゐるのです。私が、私も世論の正確な反映によつてこゝろに出て来たわけですね。そういう論議的な帰結について、正確であるか正確でないか、それを誰が判断するか存じませんが、(「社会通念」と呼ぶ者あり、笑)恐らく御發言になつた委員がそういう御判断をなすつたんだらう。そういういたしますと、世論によつて

選挙が行われるんだ、それを正確であり得ないといふことは、我々が世論の正確な反映として、それを足場にして立つてゐるというのを否定するのみならず、自分の判断を以て世論の判断より高しとする結果になりはせんか。これは言葉尻を捉へる意味じやございませう、この法案をめぐつていろいろの意味で社会の勢力の問題であるとか、階級の問題であるとか言われておられますので、若しそういう考え方がありますと、これは侮辱という言葉を申上げれば個人的な攻撃に宣ひますので、そうは申上げませんが、同僚議員からそういう御發言のあつたことを少くとも私は意外と思ひます。

それからその次に、世論といふものは、小坂労働大臣はたしか自然に盛り上つて来るものといふような表現をお使いになりましたが、その委員の御發言によりまして、作られたものなんでしょう。でありまして、その委員がこの法律に御反対でありますか御賛成でありますかとは別といたしまして、少くとも私は委員の心構えといたしましては、私は少くとも盛り上つた多数の世論に従つて議員といふものは行動すべきである。それに反しましてこの委員は、作られた多数の世論によつて行動なさる。そういうふうには私は理論的な帰結として伺ひます。若し伺ひ違ひであるか、或いは御説明があればと思つてあえて申上げておきます。

○吉田法晴君 そこで、委員の御發言について違つた意見があらうのやうであります。私も憲法の精神に従つて世論とそれから私どもの地位といふものを判断したいと思ふのでありま

す。ここで御議論になることは御任意だと思ひますけれども、与党の委員が議事進行に名を借りて時間を稼がれることは御自由でございませうが、(笑)

○堀江茂雄君 時間の關係が非常に切迫しておるのでありますが、まあ関連質問がその関連の範圍を出るのじやないかといふ懸念を抱くわけでありませう。一つ委員長におかれましては、関連質問の範圍内の御發言をお願いいたします。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○田畑金光君 只今の堀江委員の議事運営についての御要望は御尤もだと考へます。ただ関連質問の中で問題外に亘る……問題外には勿論亘つておりませうけれども、その関連の事項外に亘る場合もあるかも知れませう。これは問題の重要性の然らしむるところであると共に、私はむしろ政府側の答弁が當を得ない、しつちゆうぐらゝして問題の種を蒔いてゐる。こゝろに原因があるもので、政府当局の答弁といふものは常に明確な方針を打出して頂かなければ必要以上の時間を要する。こゝろのことになつて参らうと考へておきます。これは与党の議員諸君も大いに議論することがあつたらおやりになつて、そうして意見を聞かしたほうが法案の審議のために望ましいことを付加えて申上げておきます。(笑)

○堀江委員 只今の宮澤委員の御發言は、恐らく私の發言に關することだと思ひます。私から一言申上げたいと思ひます。私は、世論や社会通念といふ言葉が非常に不意に使われてゐるこゝろの引例としてお話し上げてゐる。世論が作られたものか、或いは自

第十五部 労働委員会會議録第二十号 昭和二十八年七月二十七日 【參議院】

然るに生ずるものかといふような議論をする事になりまして、私は私としての考えがあるわけでありまして、私は何をその議論をこころを返すわけではありませんが、ブライスのモダン・デモクラシーを御覧になりまして、世論というものがどういふ性格を持ち、そうしてどういふ過程においてそれがいふゆる盛りに上つて行くものであるかといふようなことは、私十分承知しているつもりであります。而も日本の場合のように、極めて民主主義的な慣行の浅い社会においては、そういう自然発生的な世論というものは起りようがないのであります。単に電気が停められれば生活にとつて不便であるというようなことが、如何にもそれが全國民の世論であるかのごとくに政府のほうではとられてゐる。そういう点において、私は政府に対して実は反省を促すという意味でお話を申し上げた。

それからもう一点は、例えば自由党は必ずしも世論の全面的な支持を得ていないといふことを発言したのであります。が、日本の選挙制度は成るほど民主的な制度には形式上なつております。併し実際問題として選挙違反等に見てもわかる通りに、正確に投票が世論を反映して行われているとは私は思わない。勿論全部がそうとは思いません。決して買収をやつて当選したなどとも思つておりません。又ここにおいでになつてゐる委員の諸君がさうだとも申上げてゐるのではありませぬ。併し選挙違反等の事実に見ましても、正確な世論がむしろゆがめられてあのような投票の結果になつてゐるのじやないかといふようなことも考えている。私は必ずしも十全な世論の反映

が今日投票の上に見えて来ることは申し上げることができない、ごういふことを申したのであります。ちよつと一言申添えておきます。

○吉田法晴君 先ほど労働大臣の答弁の代りに中西政局局長が、労働大臣の使われず社会通念或いは社会常識といふものと、それから裁判所がだんだん社会通念に従つて社会常識に従つて裁判をするのだらう、ごういふ御発言があつたように伺つた。私はこの発言は極めて重大だと思つてゐる。そこで労働大臣に政府を代表して御答弁を願ひたいと思つてゐる。電燈の電源スト或いは停電スト、或いは炭鉱の保安要員を引揚げるといふことは非であるといふ通念は、私は今の政府の社会通念だと思つてゐる。少くとも先ほどより表明されて参りましたのは、行政府の考え方だと思つております。裁判所が行政府の意向に従つて裁判をするのだらうといふ若し御意図があるとするならば、これは極めて重大な問題だと思つてゐる。私は先ほど民主主義のABC点について御勉強を願ひたいといふことを申し上げたのです。社会通念或いは社会常識、一部の社会常識に従つて日本の裁判をやつて参りますならば、私は日本の裁判制度といふものは壊れてしまふと思ひます。法律に従ふなければ罰しない罪刑法定主義は民主主義の下において厳然と確立されるべきものであります。或いはそれが行政法に違反するものであらうとも、法律によつて、國民の總意によつて国会がきめたものでなければ裁判をしないといふのが、これは民主主義法下の裁判所の任務であります。法律によらず単なる常識によつて裁判が或いは一部

の常識によつて裁判が行われまするならば、これは民主主義が壊れてしまふ。私は裁判所の權威といふものを壊すつもりなのかどうか、或いは行政府とそれから裁判所との關係について政府はどのように考へておられるのか、先ほどの中西政局局長の発言は大臣の代りにされた発言で、その内容を大臣は認められたのであります。改めてABCでありますものを伺ひたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 先ほどの中西政局委員の答弁はさういふことは申しておらないと思ひます。ごういふ意向があると思ふ者あり社会通念といふのは、私どもの言ふ社会通念は、社会全般におけるいわゆる社会通念でありまして、行政府の解釈ではない裁判所が、この社会通念が変ればいふ、それによつて影響されるといふのは、決して行政府を意味してゐるのではないと思ひます。行政府の考へてゐるのは何ら裁判所を司法府を拘束するといふ意味では考へておりません。司法府としましては、司法権の確立の建前から独自の判断において裁判をせられることであらうと思ひます。さうあるべきものと解釈しております。

うことは、私はやはり我が國は我が國の歴史的な建前がある、ごう思つておるわけでありまして。

○吉田法晴君 アメリカはアメリカの歴史に従つて或いは裁判を行う、或いは法律秩序が打立てられる。或いはイギリスも然りである。さういふことを申上げておるのではありません。ただ日本の實際として裁判権の独立、これが憲法に従ひ、或いは法律に従つて民主主義的に厳格に行われなければならぬと思つてゐる。が、實際には裁判所或いは裁判官等も行政的に非常に動かされようとしておる、この問題であります。實際に考へまして、被控者或いは裁判官の身分上の地位等を通じて行政権に脅やかされようとしておるといふのが現実であります。従つて私は裁判所に対しては行政府が、或いは政府がさしでかまひい意見を述べてはならぬ、恐らくはさういふつもりではなかつたかも知らぬと思つてゐる。中にも吉田政府のさういふ方向と、それから意圖とが出たのではないかといふことを心配して発言をいたしましたのであります。それからもう一つは例えば労働法關係についても今まで打立てられて参りました或いは労働組合法、或いは労働法、その他これは労働組合法から労働法の間には若干の開きもございまして、特に労働法の昨年の改正のごときは最初打立てられた民主的な労働組合の運動を打立て、守つて行く法律から若干の後退があつたかと思つてゐる。或いは守つて行くといふのではなくして、一部の社会通念を以て、或いは行政府の考へを以て法を曲げて行くこ

う、或いは労働組合の活動を制限して行くかといふ法律がここに出された。而もさういふ方向で行政府の意向に従つて法律を作り、或いは裁判をさせて行くこととするならば、これは由々しき問題であります。私は不用意になされた政局局長の言葉でありますけれども、政府のお考へが、或いは態度が現れてゐると考へられたから申上げたのであります。その点についての明確に一つ政府の方針を述べて頂きたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 吉田委員の政府の考へ方、或いは中西政局局長の答弁に対しての御意見は徹頭徹尾誤解であります。政府はさういふことは毛頭考へておりません。裁判所がその構成職員の身分關係を通じて行政府から壓迫をされておるといふお考へが若しあるとするならば、これは由々しき問題だと思ひますけれども、私は日本におきましては、裁判所といふものは誠に公平に、他のいづれからも拘束されずに独自の判断において國民のため裁判を行なつておると考へております。これに対して政府が仮にも裁判所の権限を侵すなどといふことは毛頭考へておりません。その点はつきり申上げておきます。

○委員(栗山真夫君) それでは休憩午後一時五十九分休憩

午後五時三分開会
○委員(栗山真夫君) 休憩前に引続き會議を開きます。
ちよつと速記をとめて。
(速記中止)
○委員(栗山真夫君) それでは速記

を始めて下さい。

○吉田法晴君 延長いたしました午前中の続きの段階で、労働大臣からこの法案の中に入っておるような争議行為については不当であるというような社会通念が成熟したとき、こういうお話をございまして、その社会通念の具体的な社会的な根拠と申しますか、選挙のお話等もございまして、けれども、私どもが頂きました表というものは、これはスト規制法賛成の表であつたとは思つておらぬのです。社会通念とは、具体的に何を意味するかということをお尋ねしたいと思うのであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) いろいろ考えた方がございまして、そうした考え方が全体を通して、社会一般の考え方を通して、一般的に妥当なりと認識せられてゐるものがある。それを通念と考えてゐるわけでございまして、選挙の話が出ましたけれども、全体を通じて、吉田さんの場合はそれでございまして、それによつてこういう争議行為については不当であるというふうな考え方のほうが、全体として多いことを申上げたのであります。

○吉田法晴君 選挙の話もいたしましたが、ということでありまして、それを除いて、ほかにそういう考え方が多いというのを御証明を頂きたいと思ひます。どういふ数字、或いは世論調査をされてゐるのか知りませんが、どういふことからそういうことを言われま

すのか、科学的に、或いは大臣のお好きな統計等からでも御証明が頂けましたら納得いたしますが、もう少し具体的に教えて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) この二月に行われました公聴会等の結果を見ましても、消費者代表全部賛成であつた、そういう点も参考になるのではないかとと思ひます。

○吉田法晴君 公聴会というお話であります。二月の公聴会というものは、あれであつたかわかりませんが、どれをお話しになったのか記憶いたしません。衆議院の公聴会等においては反対が多かつたと思ひます。特に労働法学者の意見は反対が多かつたと思ひます。或いはこの参議院の場合には与党、野党両方から御推薦をいたしましたので、初めから大体半々といふことでありましたが、それにしても私は一名程度は反対のほうが多かつたかと思ひます。更に一つ、それだけの御答弁では私も納得ができません。

○国務大臣(小坂善太郎君) まあ一般的に見ますと、両院の選挙等を通じてその結果を判断するといふことが社会通念といふものが如何な形において現れてゐるかといふことを判断する資料になると思ひます。それから今申上げたように、公聴会におきまして消費者の考え方というふうなものも非常に参考になると思ひます。非常に、具体的なことについては政府委員からお答へ申上げます。

○吉田法晴君 政府委員の答弁を要りません。午前中からの答弁を聞いておりました。大臣の言われる世論といふものは、或いは是とする社会通念といふのは、自由党の御意見だと、選挙によつて支持をされた自由党の御意見だと、かように考えるのはおかしいのであります。そう解釈していいかどうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 午前中にも申上げましたように、選挙の結果を判断します場合、自由党に対する意見もありまして、即ち自由党はこういうものは規制すべきであるといふことに対する賛成意見もありまして、改進黨についてもあります。その他の候補者についてもそういうことを言われたかたも非常にあります。そういうものを総合して判定するといふことであらうと、こういうことを申ししたので、その他いろいろ陳情等も来ておりますし、そういうものによつて判断するのであります。決して自由党の意見、即ち社会通念だとは申しておりません。

○吉田法晴君 一番最後のところも一つと聞き落したのですが、選挙に現れた自由党なりその他の法案に賛成をする票は、おおむねこの法案の内容であるスト行為を非とする意見である。こういう点は私はおおむね了承するのであります。そうしますと、やはり自由党を中心とした或いはこれを支持する者の意見が社会通念である、或いは世論であるといふことであるならば了承いたします。というのは、今陳情書のことを申されましたが、私どもに参りますところの陳情書は大部分反対の意見でございまして、これを当とするものはございせん。その点もこれをお認め頂けると思ひますが、さうに了承してよろしいと思ひますか、わかりましたか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私が先ほど申上げましたのは、自由党の考え方に同調する人もあり、その他の改進黨において主張せられる考え方に同調する人もあり、その他いろいろあるけれども、概括的にこれを見まして、こうした規制をなすべしという考え方のほうが全般的に圧倒的に多いといふことを申上げましたので、自由党の考え方が全部賛成であるといふことはない、こういうことを申上げたのであります。即ち個々にそうしたものを規制すべからずという反対意見も勿論あるのであります。それは認めてゐるのであります。併しそういうものを比較勘案いたしまして、こうした争議は規制すべしという考え方のほうが非常に多いのであります。これを社会的な通念の成熟と見ることが出来る根拠がある、といふことであります。

○吉田法晴君 午前中の言葉の中に今のお話のような、反対をしておる者も相当あるといふお話ではなくて、公聴会で電力協会の代表として来られました飯田さんが、八千万国民が賛成をしてゐる、と言われたような、殆んど大部分の国民が賛成をしてゐるのか、とき言葉もございしました。それは御訂正になつたのであります。今も賛成をしてゐる者は遙かに多いと、こういうお話でございしましたけれども、或いはどの点について言われてゐるのか知りませんけれども、少くとも日本の労働組合に組織されてゐる労働者、その他の労働者が殆んど全部反対をしてゐるという事実も御否定にはならぬと思ひます。或いは私どもが資料を頂きました学識経験者なり、或いはインテリその他消費者の中にも、この間石垣綾子さんを初め、これは消費者でありますけれども、この法案に反対し、或いは法案の内容を成しております停電スト、或いは電源スト等について、それは望ましいことではないけれども、

生活を守るために、それ以外には方法がなかつたとするならば、それは一概には否定するわけには参らない、こういう御意見等もございしました。消費者が全部賛成であるといふことは、これは間違ひだといふことは大臣もお認めになつてゐるものであります。今反対をする者もあるけれども、極めて大きな部分は賛成である、或いは消費者の殆んどすべてが賛成のようなお話でございしましたが、それは御訂正になられると思ひ、如何でございしますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 一人残らずこうした法案を出すべしと言つてゐるといふ世論があるとは申してございせん。こうしたものは圧倒的にかかる矩を越えた争議手段といふものは規制すべきであるといふ意見が多いので、社会通念は成熟してゐるという判定をする根拠があると、こう申したのであります。

○藤田進君 今の社会通念と公共の福祉という、この公共の福祉についての社会通念、こうなつてゐることが問題点だと思つております。それで単にイエスか、ノーか、それは電氣のとまらないうが、それは電氣の、それはよろしい。ストライキは法律によつてとめよう。それは社会通念が成熟してゐる、といふことで国会の論議の際には言われることとしますと、すべての問題にこれを類推しようと思ひませんが、税金に於いて、電氣料金に於いて、或いは繊維品その他石炭の値段でも同じで、高いのと安いのとどちらがいいか、それは安いほうがいいといふことで処理して行くことはできない。社会全体の均衡、調和といふものが

生活を守るために、それ以外には方法がなかつたとするならば、それは一概には否定するわけには参らない、こういう御意見等もございしました。消費者が全部賛成であるといふことは、これは間違ひだといふことは大臣もお認めになつてゐるものであります。今反対をする者もあるけれども、極めて大きな部分は賛成である、或いは消費者の殆んどすべてが賛成のようなお話でございしましたが、それは御訂正になられると思ひ、如何でございしますか。

ずからの口からも言われていることであらう。そこで私は具体的に二つのことをお尋ねして社会通念を如何に考えておられるかを確めて見たいと思つておられます。その第一は憲法十二条に言う一般公共の福祉、これと憲法二十八条乃至二十九条に言う基本的権利、この二つの問題について、言い換

えれば公共の福祉と職業権、財産権、殊にこの場合は職業権、これがどちらが重要なのか、公共の福祉が上なのか、或いは職業権、これが上なのかというのか、この点について一つはつきりとお答え願ひたいのが第一点であります。

それから第二の点は、先ほど申し上げた通り、単なる声とか、素朴なものもあるが、又特に作爲的に作られたものも相当あると思つておられます。これは立証するものを持つておられます。従つてもろゝの意見を、又国家全体の法律を作る場合は、社会全体の立場からどうあるべきかという事は、やはり憲法にもこれを照らし、そしてきめなければならぬと思つておられます。ところが今日で公共の福祉、そして職業権という基本権、この関連においても、例えば東大の憲法研究会の結論というものは、これは憲法十二条は、これは精神規定である。やはり基本権が今度のごとくこのように簡単に抑圧制されてはならないのだ。これが東大の憲法研究会の結論だといふように私は東大の教授のかたから聞きましたし、公式な席上でも先般言われたと思つておられます。この考え方について政府のとつてゐるのは、憲法十二条というのとはさうなものではない。第一の問題と関連いたしまして、どういふ兼ね合いになつて

いるものか、労働大臣からお答え願ひたいと思つておられます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 公共の福祉と職業権といふのはいづれが優先するかといふお話がありますが、上下の差は付けられない。この間に調和が求められるべきものである。こう考へておられます。

それから憲法二十八条の問題は、しばしば御答弁しておりますように、私どもの見解は十二條、十三條、基本的な人権といふものは公共の福祉のために用いられなければならないし、或いは又侵してはならない、こういう考え方が前提となつて作られておるもの、当然これは予想して作られておるものだ、こういうふうな思つておられます。東大の石井教授でしたが、公述された見解とは私どもの見解は異なります。なお世論といふものが特に作られるといふことには考へておりませんが、先ほど申し上げましたように世論が作られて、ゆがめられた形ではなされるのだという見解がやなくて、私ども自然的な形で発生するものが世論である。こういう見解を世論については持つておられます。

○藤田達君 関連して、そういたしますと十二條、二十八條、二十九條、これはやはり上下の關係ではない。あくまでも同一の位置にあつて、その調和を求めるのだ。こう言われたと思つておられますが、間違ひありませんか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 表現の方は違ひますが、要するに十二條、十三條といふものを予想して二十八條が作られておる。即ち公共の福祉と職業権といふものは上下の關係はない。その間の調和が求められるべきものであ

らう、こう思つておられます。上下の關係がないと言われるので、私はうへしたわけですが、同じことだと思つておられます。

○藤田達君 うへした、上下ではないといふことになりまして、横の關係かといふと、さういふことじやないと思つておられます。やはりそれは憲法十二條と二十八條乃至二十九條といふものは、共侵されてはならないところのものであるから、これは調和を保たなければならぬのだ、五分々々のものだ、さういふふうに言われたように思つておられます。上下の關係でない限りどんな關係にあるかはつきり言つてもらいたいです。

○國務大臣(小坂善太郎君) これは何と言ひますか、うへしたですか、上下ですか、さういふふうに言わんで、やはり一緒に読んで頂ければ明瞭だと思つておられます。さうした公共の福祉といふものを守らなければならぬし、これは侵してはならないといふことによつて、さういふことを予想いたしまして、二十八條に言うところの權利が保障される、さういふのであります。

○吉田法晴君 せつかく藤田君から公共の福祉と労働権といふ問題が出ておられますが、これはもう少し本格的に論議をしなければならぬと思つておられます。御割愛頂きたいと思つておられます。なお私どもは、新憲法の精神に従ひますならば、基本的人権が公共の福祉の名において逐次制限されて参りますならば、恐らく新憲法の精神といふものは、完全に蹂躪されるだらう、さういふ意味で公共の福祉のために基本権を逐次制して参るといふ政府の解釈の態度は、それは憲法違反だといふ意見

を述べるにとどめておきます。これは他日の機会に譲りたいと思つておられます。社会通念の問題で関連質問へ入りましたのですが、先ほどの労働大臣の言葉の中で、この法律の内容を成しておるものを支持する者が、反対である者もあるけれども、比較して圧倒的に多い。或いは絶対的に多い。さういふお言葉でありましたが、それはあつさり一つ兜をお脱ぎ頂きたいと思つておられます。さういふ声もある、或いは選挙を通じて自由党が第一党になつたといふことは、私も認めないわけではありませんが、併しこの自由党も絶対多数を失われたことは事実であります。さういふことは、圧倒的に多いといふことは、これは別に何らかの数字が示されるならばともかくでありますけれども、さうでないと思つておられます。その点は圧倒的の申ししますか、絶対的の申ししますか、その言葉は取消されますかどうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 非常に精密な御質問でありまして恐縮であります。さういふ電氣であるとか石炭であるとかの争議行為の方法の規制に對しての賛成の意見を持つ者は、衆議院の選挙の場合と合せますと、三百になるかと思つておられます。三分の二だけが争議行為の規制に賛成だと思つておられます。これは圧倒的に多いのではないかと私も考へておられます。その他先ほどのどなたかの御質問の逆を返すようですが、やはりさういふあなたの御所属になる社会党その他の支持されるかたの中に於いては、なお堅持においてこれに賛同され

るというかたも全然ないとは言えないのじやないかといふふうに思つてお

ます。圧倒的といふ言葉は普通に使う意味においては適當であらうかと存じます。

○吉田法晴君 私の支持票について御批判がございましたが、大変これは僭越だと思つておられます。これもお取消しを頂かなければならぬと思つておられます。ただ問題は、これは法案の基礎になります前提とも関連いたしますけれども、お話の中にも、例えば停電が好きかどうか、さういふことになりまして、それは好きではない。さういふことは先ほど藤田君も指摘しましたように、さういふ氣持はあると思つておられます。それからそのストの影響と申ししますか、それとそれから停電の場合には湯水停電等がごつちやになつておるといふことも、これは公聴会の席上で明らかになつて参りました。これはあの争議の前後停電をしたのは、殆んどストの影響だと消費者は考へておられます。然るに東配電の代表の公述では、東京において

は合計して二日四時間と言われましたが、四時間と多少あつたか知りませんが、とにかく数時間足らずの時間であると云つておられます。そこで問題は、ストと、それから停電なら停電の事実と、それから影響、その影響が、例えば消費者の場合にはごつちやになつて、とにかく停電については好ましくない、さういふ氣持が出て参つたといふことはわかるのであります。さういふものを抜きにして、通つてストの行為について、或いは電源スト、停電スト或いは保安要員の引揚について、それを不当だとする輿論が絶対的に多数であると断定することは、これは根據がないし、或いは事実を反して

いるのではないか、かように考へるの

を述べるにとどめておきます。これは他日の機会に譲りたいと思つておられます。社会通念の問題で関連質問へ入りましたのですが、先ほどの労働大臣の言葉の中で、この法律の内容を成しておるものを支持する者が、反対である者もあるけれども、比較して圧倒的に多い。或いは絶対的に多い。さういふお言葉でありましたが、それはあつさり一つ兜をお脱ぎ頂きたいと思つておられます。さういふ声もある、或いは選挙を通じて自由党が第一党になつたといふことは、私も認めないわけではありませんが、併しこの自由党も絶対多数を失われたことは事実であります。さういふことは、圧倒的に多いといふことは、これは別に何らかの数字が示されるならばともかくでありますけれども、さうでないと思つておられます。その点は圧倒的の申ししますか、絶対的の申ししますか、その言葉は取消されますかどうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 非常に精密な御質問でありまして恐縮であります。さういふ電氣であるとか石炭であるとかの争議行為の方法の規制に對しての賛成の意見を持つ者は、衆議院の選挙の場合と合せますと、三百になるかと思つておられます。三分の二だけが争議行為の規制に賛成だと思つておられます。これは圧倒的に多いのではないかと私も考へておられます。その他先ほどのどなたかの御質問の逆を返すようですが、やはりさういふあなたの御所属になる社会党その他の支持されるかたの中に於いては、なお堅持においてこれに賛同され

であります、大臣の御答弁を承わりたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私どもの見解によりますれば、これは非常に多い、圧倒的という感じもするくらい多い、賛成者のほうが多い、こういうふうな考へております。

○吉田法晴君 今お尋ねいたしましたのは、絶対的というよりも、意見が出て参りました原因についてはどのように考へられるかということをお尋ねしたわけであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私どもは、やはりあの争議によつ非常に影響を蒙つたという人たちが、その原因等についても相当に適當に判断して、ああいう争議反対と言つてゐるのだと思ひます。なお争議の実情について詳しく申上げたほうがよいのでありますれば、関係当局が来ておりますから、そのほうから御説明をいたさせます。

○資料々々と呼ぶ者あり

○吉田法晴君 その点は資料に従つて検討をいたしませんと、正確な議論はできないと思ひますので、そこで資料を要求いたしておりますので、その資料に基いての検討は手許に十分資料が来ておりません今日適當ではなからうと思ひます。先ほどお尋ねをしたのは、停電をしたその停電が、全部電産のストの結果であるような誤解を含んで停電についての感想等が述べられてゐるという事実をお認めになりますかどうかというところをお尋ねしてゐる。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は、一般の人たちというものは、その事実を事実として認識することを間違つてはゐないと思ひます。

○吉田法晴君 その点、私どもが聞き

ました公聴会を、労働大臣は開いたり聞かなかつたりされましたからわかりませんが、先ほどは参議院における公聴会の席上の公述を引合ひに出して、消費者のほうでは過水停電による停電もこれを挙げてストの結果であると誤認してゐるけれども、東電会社の代表の説明では、東京においては二日、そうして四時間そこ／＼であるという公述がなされたのであります、そういう事実を基いて判断に多少誤解があるのではないかと、そういうことを申し上げてゐるのであります、そういう点について大臣はどういう工合に考へられるかということをお尋ねいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は先ほどからも申し上げておりましたように、世間一般の大家といふものは、非常にわかりが難くて、一々そういう実情を数字で挙げて説明してやらなければならぬといふふうには見ておりません。或いは大衆といふものは直観的に事実を正確に把握してゐる、こういうふうな考へております。今の御趣意のような点をいろいろ議論いたしまするにつきます、さらばとてあつた趣旨の停電がよいといふことも考へることは出て来ない、こう思つております。

○吉田法晴君 参議院における公聴会の席上での、消費者の公述と、それから東電の代表の堀越氏であつたと思ひますが、食違ひを述べてゐる。そういう事実はお認めになりますか、こういうことを申し上げてゐるのであります、重ねて御答弁願ひたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 一般大衆がどう受取つてゐるかということでは考へまして御答弁してゐるのであります。

す。一般大衆といふのは非常に直観的に事実を正確に把握するものであるといふふうには私は考へております。

○吉田法晴君 一般的な話をしているのではなくて、参議院の公聴会における、消費者とそれから東電会社の代表との食違ひの事実を挙げて、そういう食違ひもあるといふ点をお認めになりますか、それとも否定されますか、ということをお尋ねしてゐるわけであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 最初の御質問は、一般の賛成といふものがあるが、その賛成者は事実を知らないために賛成してゐるのではないかと、それをどう思つてゐるかということでしたから、今までのような御答弁をしておりましたわけであります。只今の話は、参議院における公聴会の事実についてどう思ふか、こういうことでございませうが、私は、述べられました事実を事実として考へております。聞えない、聞えない」と呼ぶ者あり)……どの辺から聞えませんでしたか……(口も少し大きい声で)と呼ぶ者あり)最初の御質問は、昨年の停電を受けた大衆の判断は、こうしたストライキの方を規制すべしと言つてゐる者が多いといふことを申し上げたところが、それは誤解に基く判断ではないかという御意見がありましたから、私は、一般の大衆といふものは非常に直観的に正確に事実を感じ得るものである、感じ受取るものであるといふふうには私は思つてゐる、こういうことを申し上げたのであります。只今のお話は、参議院の公聴会において、そうした東電の代表と一般の消費者との間のいさ／＼な意見が述べられたが、どう思ふ、こういうこ

とでありますから、私は、述べられた陳述を陳述として受取る、こういうことを申したのであります。

○吉田法晴君 私のお尋ねしましたのは、初めお話の通りの一般輿論がどういふ認識に基いてどういふ判断をしてゐるかということについてお尋ねしたのであります、それについて問答が並行いたしますので、具体的な例を挙げたわけであります。聞いておられましたが、聞いておられませんか、これははつきり私も記憶いたしております、けれども、参議院の公聴会においては、非常に長時間ストのために影響を受けた、迷惑を受けたという消費者の公述であつたけれども、東京においては東電会社の責任者の話によると、二日四時間とそこ／＼であるといふ陳述があつて、その陳述の中に食違ひがある、消費者の陳述とそれから電力会社の陳述に食違ひがある、そういう点について、そういう点もお認めになりますか、どうかということをお尋ねいたします。その点でどうかということをお尋ねいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) 消費者の代表もいろいろおつたのでございませうから、その人によつてもそれ／＼陳述に多少意見も違ふ点があるうかと思ひます。いわゆるニュアンスがあると申すのであります、その実質的な点については政府委員から御答弁いたさせます。

○委員(長瀬山長夫君) ちよつと今の質問ですね、問題を率直に述べないものだからな／＼答弁ができないと思ひます。私が申し上げます、議事進行のために。

公聴会のところで一般消費者として一番はつきり述べられたのは小笠原女史であつたと思ひます。この人は一般消費者として非常に停電が残酷な状態にあるといふことを雄々述べられた。これに對して、電気供給の責に任じた東京電力の堀越常務は、一般消費者にはその迷惑はかけていないといふことを大體数字を挙げて述べた。ここに食い違ひがありはしないかといふことを吉田君は聞いておられると思ひます。で、今日お手許に速記録がありますから、それをよく御研究の上で御答弁せられてもいいのですが、この点はそういうことだろうと思ひます。

○政府委員(中西實君) 電気供給業者も認めておりますが、過水の場合のそのための停電と、それからストによる停電の場合があるわけであります。その停電の仕方がどの程度かということ、これは後ほど通産省のほうから資料その他でお話があると思ひます。ただ併し、それだからと申して、先ほど大臣が言われましたように、争議行為として停電する処置に對して世論が認めてゐる、結構だといふことにはならないのじやないかと思ひます。

○吉田法晴君 中西労働局長は、あの公聴会の趣旨を聞いておられましたから、これは御存じであらうと思ひます、消費者は、停電をしたのはすべてストのせいだと、こういう感覚を持つてゐるのに対して、東電の堀越氏は、消費者に對してはその迷惑をかけておらん、こういうことで数字を挙げて説

明されましたが、その東電の説明と消費者の印象との間には食い違いがあるということはお認めになりますか。

○政府委員(中西實君) その点については、あの陳述を両方聞いておりました。その明確ではないのでありまして、率直に電気の消えたその結果について、小笠原さんも言われておつたのであります、というふうに関き取りました。

○吉田法晴君 それでは手許に速記録が来ておりますから、中西労働局長、労働大臣も見て御答弁を頂きたいと思ひます。

社会通念というものをなぜこんな問題にするかと言いますと、社会通念と、それから政府の考えとを比べる公共の福祉というものは、これは関連性があると考える。若し社会通念の中に誤解があるならば、その社会通念というものの、これは相当訂正をして解釈しなければならぬ、こう考えるのであります。或いは公共の福祉というものの、についてもそうであるかと考えるのであります。公共の福祉の問題は別の機会に譲ることにいたしますから、ここでは公共の福祉からいたしますこの法案の根拠というもののについては問ひ質しません。それでストの影響云々ということになりませんが、問題は停電というふうなことになるかと思ひますが、影響というものと、それから或いは言われる社会通念との間に関連性があることは、これはお認めになりますか。

○政府委員(中西實君) 勿論影響と社会通念の間に関連がございます。ただ電気の場合には、それだけではございませんで、結局争議方法として第三者に殆んど迷惑がかかるという、この特

殊な事情、これが大きな要素になつておるといふふうに考えます。

○吉田法晴君 そうしますと、今の御答弁では、社会通念が成熟したから、この法律を出したということではなくて、争議行為の方法が特殊であるから、或いは前の説明によりまして、影響と手段との不均衡がこの法案提出の基礎だ、こういう説明になるかと思ひますが、午前中の労働大臣の答弁を覆して又別な論議になるのであります、多少又食い違いが出たような気がいたします。重ねて御答弁願ひたい。

○政府委員(中西實君) 午前中の話とは全然違ひません、結局従来から社会的に非と考へられておつた、それが昨年のあのストの結果漸くそれを不当なものとしてつくりきめるがよいというまでに社会通念が成熟した、こういうこととあります。

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、先ほどの質疑応答は、昨年の電産の争議によつて大衆が迷惑をこうむつたというところは事実である。併しながらこの停電スト或いはその他の争議によつて大衆の受けた被害の中には、当然に電力会社としても負わねばならない過失による被害もあるわけでありまして、ところが大衆というものは、電力会社の巧みな宣伝と、そして又これを裏付ける政府の宣伝によつて、当然会社を負わねばならぬ過失の停電ストと混同して、これらの国民の素朴な感情というものがあつた。この末期において相当批判的に盛り上げて来た、これが私は事実だと考へております。そういうことを我々が振り返

つて見たときに、この国民の素朴な感情というものは、事実を我々が究明するならば当然にその中には電力会社の負わねばならぬ電氣経営上の問題、過水電力の問題等があるわけでありまして、問題は、こういう国民の素朴な反感の感情というものが、いわゆる社会通念という解釈の下に、而も裏を返せば社会通念に基いて立法することが公共の福祉である、こういうような論議の上に立つてゐるのが現在の日本の姿であります。

そこで我々としてお尋ねしたいことは、先ほど藤田君からも質問がありましたが、一体憲法二十八条の労働者の基本的な団体行動権の保障というものは、単に大衆が不便をこうむるとか、電気が消えて大衆が迷惑する、こういうような単純なことによつて、しかも簡単に制限することができるものであるかどうかということとあります。殊に問題は、その大衆の受けてゐる感情の中には、電力会社として当然負わねばならぬ責任すらも争議に転嫁されてゐる、こういう具体的な事実を考へたとき、あなたがたの言うがごとく、社会通念が成熟した、裏を返して言う社会公共福祉の名において労働者の基本的権利を制限しなければならぬ、ということができるかどうか。これは憲法の精神に認められるかどうかというところ。それから更に一つ一つ問連して尋ねなければならぬことは、当然に労働者の権利というものをそれだけ制限した、而も先ほど私は申し上げたのであります、労働関係というものは、飽くまでも労使対等の原則によつて、そして良識と慎行によつてやらなければならぬ、こういうことは明

確に認められてゐるのであります。その労使対等の原則においてあの争議がやられたけれども、而もなお且つ経営者側の頭迷によつて長期化した、この立法によつて労働者の基本的な争議権というものが大きく制約される、そういうことになつて来ると、労使対等の原則というものは根柢が崩れて来る。而も今回の争議の責任においては、当然経営者側の負わなければならぬ責任があるわけでありまして、そうならば当然に労働者の基本的権利を制限すると共に、電氣事業そのものの規制、社会的な規制をやらなければならぬ。こうなつて初めて政府が第三者として労使対等の原則で、労使問題について飽くまでも政府権力は一方に担担せずして、本当に両者の公正な調査を図つて行くということができると思ふのであります。けれども、この立法の中において労働者のみの責任を追及してゐるじやないか。どこに会社の社会的な規制をやつておるか。こういう点が先ほどの私は質疑応答の精神と考へるので、この際この点について一つ労働大臣の御答弁を煩わしいと思ふのであります。

○國務大臣(小坂善太郎君) 御質問の中に大衆というものは非常に愚かなもので、その感情は素朴であるという前提がありましたけれども、私どもはそう思ひませんので、大衆の声というものは非常に神の声として聞くべきものを持つておるといふふうに考へます。単に大衆だと言われますが、私は大衆の声を政府をなすべき者の要諦であらう、こう考へておるのであります。昨年の争議行為に対して、あれをいかにという声がありまして、私はいかに

る社会通念があつた争議行為の方法を不当とするに成熟してゐる、こういうことを見まして、この法案を提案してゐるのであります。私はその昨年の争議行為についての責任の追及ということでは、これはいけないのだ、ただあの争議行為によつて第三者が非常に迷惑をこうむつて、これは困るといふ社会通念の成熟を見たのでこの法案を提案しておるといふことは繰返し申上げておる通りでございます。過水停電の問題といたしましては、これは別の観点から対処すべきものと思ひます。御承知のように電産開発に努力をし、又火力発電所に対しましては特に石炭の配給等について監督官庁において監督を厳重にしてゐる次第でございます。

○田畑金光君 大衆の声は神の声である、こういうふうなお言葉があつたわけでありまして、私はその言葉そのものについては更に究明しなければならぬと思ひますが、この際批判は控へてみましたときに、成るほどあの争議の最後の段階においては、大衆はこの争議についての反感というものを強めたと思ひます。併しあの争議の当初はむしろ世論は支持してゐたと思ひます。なぜそのように感情というものが變つて来たか、これは事実を究明するならば、経営者側の戦術に私は巧みに乗ぜられた、こういう印象は免かれな。又これは炭鉱の場合でも同様と考へております。併しながら、そのよう

て来ておると思います。あの当時の感情が今日の大衆の中にあるかという、決してそうではないはずであり、而もその大衆の気持というものは、この間の公聴会において、反対と賛成の両者の立場の人がたを呼んでこちらで聞いたのであるが、賛成の人が事実多かつたのであります。私の言うのは、そういう大衆の気持というものは動いておるが、而もその気持というものはすでに新しい観点に立つて世論というものは生れつつあるのであるが、こういう段階においてはもう少し政府は冷静になつて、平靜になつて、そうして新しい角度から大衆の声を聞く。而もこの立法によつて労働者の基本的権利が制限される、禁止をされる、こういうことは絶えず動いておる大衆の声をなくして、その大衆を含めた国民の基本的な権利を擁護しておる憲法の精神から言つたときに、これはしかく簡単に制限できるものであるかどうかということ、小坂労働大臣何とお考えになれるか、この点を改めて承つておきたいと考えております。

最後に私はこの立法というものは、労働者側の権利のみを制限してある。あなたは今電源開発をやつて湯水停電をなくする、こういうようなことを言つておりましたが、私は労働者の基本的な権利を制限するならば、当然に今日私企業として許されておる電気事業そのものの社会的な規制、社会的な責任、こういうことを明確に打ち出さなければ、労働対等の原則、或いは政府のよく言う、小坂労働大臣のよく言う国民という言葉を、その国民の中には労働者大衆が入つてゐるはずで、単なる

企業独占資本家のみではないはずであります。私はその大衆を含めた国民の名において当然その電気産業というものが規制されなければならぬ、こういう点において一体どう考えておるか、こういうことをお尋ねしておるわけでありませう。

○田畑金光君 只今の労働大臣の答弁の中に、私の言つたことに、大衆はこのスト規制を認めるような言葉があつたということをおあなたは最初おつしやつたのですが、もう一度それを……
○田畑金光君 小坂善太郎君、その通りでございます。
○田畑金光君 私の言葉にそのようなことがあつたとおつしやるのですか。
○田畑金光君 小坂善太郎君、私そう伺つたので、そういうふうにお答え申し上げました。
○田畑金光君 私の申しましたことは、大衆の感情が争議の長期化に伴つて最後の段階において激化したことは認められるけれども、こういうふうな表現を用いたものであつて、而もその争議の経過後大衆の感情というものは又取まつて来て、新たに冷静な立場において判断をしておる、その大衆の声をこの間の公聴会において我々が聞いたときに、この公聴会においては賛成者が事実多かつたではないか、こういうようなことを私は申述べたのであります。速記録によつて見れば明らかであります。取消して頂きたい、今の発言を……
○田畑金光君 小坂善太郎君、取消したほうがよければ取消しますが、そういうふうな何つたもので、そう申しただけであります。
○田畑金光君 私のお尋ねしたいことは、そのように国民の感情がたまたま一つの事件でたかぶつて来た、刺激をされて来た、それで国民の感情というものは、或る意味において私は瞬間的であり、或る意味においては短期間の感情だ、この見られるのであります。誰でも電気が明るいことを希望するし、誰でも汽車の動くことを希望するし、併し大衆の受ける迷惑あえて迷惑という言葉を言いますが、大衆の受ける迷惑、これのために、今日の憲法の保障しておる二十八条の労働者の基本的権利というものが、しかく簡単に制限できるものであるかどうかということをお尋ねしてあります。この私の問は、労働大臣の答弁は、この私の問はんとする中心の問題についての御答弁がないのであります。この点に付いて、これを先ほどから明らかにして頂きたいと質問を續けているのであります。この点について一つ労働大臣の御説明を望む次第であります。
○田畑金光君 小坂善太郎君、成熟した社会通念は變つていないと考へております。私も決して簡単に労働者の争議権を奪おうということは考へておりません。これは申上げるまでもなく、本来不当とされておつたもの、或いは従社会通念上非とせられておつたものが、その社会通念の成熟によつて不当とされるに至つた、そこでこれを明確に確認するといふ解釈法でございまして、決して簡単にそのように扱う意思はございません。
○田畑金光君 労働大臣の只今の御答弁は、憲法は、或いは労働者の基本的な権利は、しかく簡単に制限しようとは考へていない、こういうふうな御趣旨でありますか、もう一度お尋ねしておきますか……
○田畑金光君 小坂善太郎君、その通りであります。私言つた通りであります。
○田畑金光君 私のお尋ねしたいことは、繰返しますが、成るほどあの争議というものが行われましたが、一般的に争議が行われますと、必ずこれは社会生活に影響をもちますのであります。どうしてもこれは社会大衆に影響を及ぼすのであります。併しなから今日の資本主義社会において、而も労働関係において、労働者の立場というものは憲法二十八条による団体交渉権の保障、このことによつて初めて労働者の人間的な地位、生活上の諸条件を充ち得られるのである、こういうことで、今日の憲法と今日の労働法はそれを保障するためにできているものであります。従いまして、一般的な争議によつて大衆が或る程度の迷惑を受けるということは当然に今日の労働法、今日の憲法の前提とする思想であるうと我々は考へておるわけでありませう。それが單純にこの政府の判断によつて、大衆の素朴な感情、これが直ちに社会通念であり、これが直ちに公共の福祉である、こういうことでやつて行くといひますならば、恐らく私は今回のこの立法というものは、更にその他の産業に波及することは明らかだと思つてあります。そういうことによつて労働対立の原則が保障されるのか、それによつて労働者というものの地位の向上ができるのか、そういうようなことを今日の憲法は認めておるのか、このことを私は再度お尋ねしたいと思つてあります。同時に私は、今日のいやしくも労働問題に理解を持ち、或いは労働法を研究する学者の人がたに、一人としてこの立法に賛成する人はいないのであります。労働大臣、今日の労働法学者といひましては、一人として今日、私はこの規制法の立法に賛成をされるかたのあることを聞きません。私

はここに問題があると思ひます。労働大臣は声なき大衆の声を傾けると言うけれども、それも一つの途でありましよう。併し私は常に真理を求め、真実を探究しては労働学者の心に聞くことが、私は一つの良心だと考へておるのではありません。この良心に耳を傾ける労働大臣としては、謙虚な態度がないかどうか、大衆の世論と共に、大衆の声と共に、こういう労働学者、或いは進歩的な人がたの良心に耳を傾ける意思はないかどうか、こういうことを改めてお尋ねしておきます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 別に私の見解を……見解の相違で、私は簡単に考へておるのじやないと言ひし、田畑君は簡単だとおつしやる……。

○委員(長(栗山良夫君) 議員は御着席を願ひます。

○田畑金光君 ちよつと聞き取れませんが、もう少し大きな声で願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 主として公共の福祉と争議権のとの調和を図るということに対する見解の相違の御意見である、こう解釈しております。

○田畑金光君 労働大臣に再度お尋ねいたしますが、単なる見解の相違と言つて、この問題が答弁になるかどうかということでありませう。私はそういう一般的な用語によつて、私の間わんとする精神によつて、そのような御答弁が答弁として成立し得るかどうかがどうかであります。一般的な見解というやうな簡単な言葉によつて、今日の憲法の精神というものが蹂躪されていかどうかということでありませう。私は先ほど憲法二十八条ということをお申しておりますが、結局帰するとこ

ろは、この立法というものは、憲法二十九条の財産権を政府の行政権力によつて更に保障する結果に過ぎません。憲法二十九条の財産権を、政府は単に保障し、擁護してやる結果をもちたしおるに過ぎません。私は財産権というものは、御承知のごとく、今日歴史的に我々は変革を迫つていく歴史の跡を辿つて見るならば、曾ては神聖不可侵としての所有権が、今日の憲法第二十九條によつて、明らかに公共の福祉によつては財産権に対する制限が加えられるこの精神というものは、私は財産権に対する制限が加えられておるといふこの精神こそ、私は憲法第二十八條で労働者に対して団体行動権が保障されておるこの精神と、私は共通して

いるものであると考へております。従つて私は所有権の歴史的な変遷を考へて見たときに、この条文の内容もすでにそつとありまするが、明らかに私は憲法第二十八條の労働者の団体行動権というものは、第二十九條の規定する財産権の更に私は上にありと、かやうに考へざるを得ないのであります。然るに、少くとも私は労働権というものは、財産権というものは、対等の立場においてこの立法はなされなければならぬにかかわらず、労働権というものが大きな制限を受けながら、財産権は却つて強化されて行く。ここに私は矛盾があると思ひます。ここに私は矛盾の点について私は労働大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この点についてはしつ／＼お答えをいたしたもので、私も簡単に答へたのであります。改めて又御質問でありまするからお答えいたしますが、争議行為

でありまする以上当然に業務の障害を伴うのであります。そういうことを一々問題としておりますと、争議が行われる余地はないのであります。そこで労組法二条二項における争議行為であれば、正当なものは公訴の阻却がある、こういうのであります。併しここに問題としております二つの場合

にしても正当でないというものを明らかにしておるわけなんです。それから、昨年の争議行為を通じて一般的に社会通念上飽くまでも非である、不当であるというふうになつて、或いは炭鉱の保安要員の引揚げ等について、從來とも不当であつた。そういうものをここに明らかにして、違法性の阻却がなされないということを明確にしたのであつて、これによりまして労働間の均衡が特に不均衡になるとか、或いは財産権のみが暢達される、非常に伸びる、労働権が不当に侵害されるというふうなことは私は考へておりません。

○田畑金光君 もう一つそれでは私は関連して尋ねますが、争議行為の方法を、或いは昨年の経験に基いて争議行為の方法について今回規制をしたとおつしやるわけでありませうが、保安要員の引揚げというものが昨年の争議行為においてあつたかどうかというのを聞いておるのであります。あつたかどうかということ、又あり得るかどうかということ、私は聞いています。昨年のあの深刻な争議でありました。六十日に亘つた争議でありました。そして十二月の十日でありましたか、保安要員引揚げの指令を出し

たのであります。ところが末端の山々におきましてこの指令がどう受取られたかということでありませう。私の聞く範囲におきましては、あの長期なストをやつたにかかわらず、末端の山々においては保安要員引揚げの指令は殆んど拒否しておるのであります。私はここに問題があると思ひます。この長期なスト。あの長期なストをやつて、労働者の気持はもはやあつたかぶれになつております。或る意味においてはあつたかぶれの気持でありませう。この時、経営者の理不尽なるこの態度に対して、中央から保安要員引揚げの指令が来ているのであります。私は人間の心理というものはあつたかぶれの時こそ、よ

くと思ひます。ところが結果においてはあの段階においてすらなお指令は実行できない、こういう決心をしてこれを拒否しております。一体炭鉱の労働者というものが保安要員引揚げということが出来るかどうかということでありませう。井上委員もおられますが、先般常磐炭鉱内に視察しましたたが、恐らくこれは虚構に基いて争議をやつたかたであるならば、炭鉱の労働者がしつ／＼簡単に坑内においてポンプをとめたり、或いは扇風機をとめたり、そういうようなことが出来ぬといふことは私は直感として持たれたと考へております。

○國務大臣(小坂善太郎君) この点に

ついてはしつ／＼お申上げましたやうに、保安要員の引揚げというやうなものは、あれはすべきじやないといふ考へ方は從來ともあつたのであります。昨年の争議の際には、只今お話のやうに指令が出たのであります。そこで

つて来るならば、当然にこの立法の根拠はなくなると私は考へるのであるが、この点についてどう考へるかという点が第一点。

第二点は、私が先ほど申上げておりますやうに、吉田君からいろいろ質問がありましたが、行政解釈による質問がありました。行政解釈によつて、そうしてスト権と争議権を禁止しようとする結果をこの法案は持つておる。少くとも私は裁判所の判例、それを通じ、労働運動というものは長い眼によつて育てて行かなければならん。少くとも判例を重ねることによつて、おのずからそこに世間一般の法への確信というものが生れて来ると思ひます。そういうやうな経過と努力を重ねて初めて私は争議権の問題等については検討を加えなくちやならん。判例においては而も昭和二十五年の判例を見ましても、スイッチ・オフについては正当な争議行為と見ておる。判例はそういうように見ておる。然るに今突然政府が行政解釈によつて、そうしてこの判例を無視し、憲法の精神も大きく蹂躪する虞れのあるやうな立法をするといふことは、これは労働施策として愚かなことではないか。こういうことを先ほど来私は質問申しておるのであります。この二点について更に労働大臣の御答弁を煩わしたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この点に

ついてはしつ／＼お申上げましたやうに、保安要員の引揚げというやうなものは、あれはすべきじやないといふ考へ方は從來ともあつたのであります。昨年の争議の際には、只今お話のやうに指令が出たのであります。そこで

つて来るならば、当然にこの立法の根拠はなくなると私は考へるのであるが、この点についてどう考へるかという点が第一点。

第二点は、私が先ほど申上げておりますやうに、吉田君からいろいろ質問がありましたが、行政解釈による質問がありました。行政解釈によつて、そうしてスト権と争議権を禁止しようとする結果をこの法案は持つておる。少くとも私は裁判所の判例、それを通じ、労働運動というものは長い眼によつて育てて行かなければならん。少くとも判例を重ねることによつて、おのずからそこに世間一般の法への確信というものが生れて来ると思ひます。そういうやうな経過と努力を重ねて初めて私は争議権の問題等については検討を加えなくちやならん。判例においては而も昭和二十五年の判例を見ましても、スイッチ・オフについては正当な争議行為と見ておる。判例はそういうように見ておる。然るに今突然政府が行政解釈によつて、そうしてこの判例を無視し、憲法の精神も大きく蹂躪する虞れのあるやうな立法をするといふことは、これは労働施策として愚かなことではないか。こういうことを先ほど来私は質問申しておるのであります。この二点について更に労働大臣の御答弁を煩わしたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この点に

ついてはしつ／＼お申上げましたやうに、保安要員の引揚げというやうなものは、あれはすべきじやないといふ考へ方は從來ともあつたのであります。昨年の争議の際には、只今お話のやうに指令が出たのであります。そこで

つて来るならば、当然にこの立法の根拠はなくなると私は考へるのであるが、この点についてどう考へるかという点が第一点。

第二点は、私が先ほど申上げておりますやうに、吉田君からいろいろ質問がありましたが、行政解釈による質問がありました。行政解釈によつて、そうしてスト権と争議権を禁止しようとする結果をこの法案は持つておる。少くとも私は裁判所の判例、それを通じ、労働運動というものは長い眼によつて育てて行かなければならん。少くとも判例を重ねることによつて、おのずからそこに世間一般の法への確信というものが生れて来ると思ひます。そういうやうな経過と努力を重ねて初めて私は争議権の問題等については検討を加えなくちやならん。判例においては而も昭和二十五年の判例を見ましても、スイッチ・オフについては正当な争議行為と見ておる。判例はそういうように見ておる。然るに今突然政府が行政解釈によつて、そうしてこの判例を無視し、憲法の精神も大きく蹂躪する虞れのあるやうな立法をするといふことは、これは労働施策として愚かなことではないか。こういうことを先ほど来私は質問申しておるのであります。この二点について更に労働大臣の御答弁を煩わしたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この点に

ついてはしつ／＼お申上げましたやうに、保安要員の引揚げというやうなものは、あれはすべきじやないといふ考へ方は從來ともあつたのであります。昨年の争議の際には、只今お話のやうに指令が出たのであります。そこで

つて来るならば、当然にこの立法の根拠はなくなると私は考へるのであるが、この点についてどう考へるかという点が第一点。

第二点は、私が先ほど申上げておりますやうに、吉田君からいろいろ質問がありましたが、行政解釈による質問がありました。行政解釈によつて、そうしてスト権と争議権を禁止しようとする結果をこの法案は持つておる。少くとも私は裁判所の判例、それを通じ、労働運動というものは長い眼によつて育てて行かなければならん。少くとも判例を重ねることによつて、おのずからそこに世間一般の法への確信というものが生れて来ると思ひます。そういうやうな経過と努力を重ねて初めて私は争議権の問題等については検討を加えなくちやならん。判例においては而も昭和二十五年の判例を見ましても、スイッチ・オフについては正当な争議行為と見ておる。判例はそういうように見ておる。然るに今突然政府が行政解釈によつて、そうしてこの判例を無視し、憲法の精神も大きく蹂躪する虞れのあるやうな立法をするといふことは、これは労働施策として愚かなことではないか。こういうことを先ほど来私は質問申しておるのであります。この二点について更に労働大臣の御答弁を煩わしたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この点に

そうしたようなことはやはりここで争議行為として正当でないことを明確にしておくほうがよからうというものが私どもの考えであります。私は炭鉱労働者諸君の多数のかたんの良識に期待しておりますけれども、それではこの保安要員の引揚げというものが現実には全く可能性がないかというところ、可能性は全くないとは言えない、引揚げ準備指令が出るのであります。全然可能性がないというところは言い得ないと思ふのであります。むしろ只今のお話の逆解をいたしますれば、絶対にしない争議行為であるならば、それはいいけないというところを規定いたしましたも争議権の制約とはならない、こういうふうに思ふのであります。

それからなお行政解釈としてこういうものを作ることはどうか、こういうこととありますけれども、今朝ほども申し上げたように、そういう解釈が明瞭でないために労働者諸君のまじめなかたんの法廷に立たせて、そうして裁判に付せしめて、そこに慣行を積上げて行くという考え方も、ここに法律解釈を明確にしておくほうが却つて親切ではないか、こういうのであります。勿論私もこの行政解釈を明瞭にすることは毛頭ございませう。これは皆さんが司法権の独立というところをお信じになつていらつしやる以上、そういうことを私も考えるはずもないし、又仮に考えた者があつたとしても、そういうことによつて司法権の独立性というものは、その解釈の独立性というものは、毫も曲げられるものではないというところは御了承願ひのことと存じます。

○吉田法晴君 田畑君の質問でございしますが、途中で腰が折れましたけれども、別な機会に又お願いをすることにしまして、先ほど私は社会通念と争議、ストというところについて質問をやつておつたのであります。先ほど質問いたしましたことと別な観点からお尋ねしたいのであります。そうすると、ストがあつた、併しそれは停電の場合に最大は二五％或いは一〇％そこ／＼であつたことが多かつたと報告を聞いておりますが、そういう場合に家庭電力がとめられなかつたとするならば、これはお話のような社会通念は恐らく生じなかつたろうと思ふ。

公益事業令によりますと、電力の供給責任は電力会社でございます。或いは保安要員の引揚げ問題につきましては、保安の維持というものは、これは鉱業権者に責任が置かれておる。仮に準備指令が出て、保安の確保については鉱業権者が責任を持つて十分にこれを確保できるだろう。という点が明らかになれば、いわゆる大衆の意見というものは恐らく相当違つて来たというところが考えられるのであります。それにもかかわらず大衆の意見が出ましたのは、その点に関する誤り伝えられた事実があると考えるのであります。そういうことをお認めになるかどうか。それから電力供給の責任或いは保安確保の責任がそれ／＼経営者にあるというところをお認めになるかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) ちよつと後段の第二点は何でしたか。
○吉田法晴君 第二点は、電力供給の責任は電力会社の経営者であり、鉱山の保安の維持の責任は鉱業権者にあると

いうことは、それ／＼公益事業令なり鉱山保安法に明定してある、その点をお認めになるかどうかということでありまう。

○国務大臣(小坂善太郎君) 昨年の停電の原因が洪水であつたか或いはストであつたのか、その割合はどうだということについて、最初非常に誤解をして、殊に家庭電力等がとまつた時に、不当という社会通念の熟成を見たというふうな見解は私は持たないのではありません。ただ結果的に非常に大きな打撃を与えたから深刻に考えたということとありますけれども、ただそういうことは一部の人たちだけの行動が大衆に及ぶ迷惑を及ぼして行くという考え方については、これはそういうものを否とする考えが成熟しておるというふう

に思つております。
それから、なお電力の場合は公益事業令、鉱山保安の場合は鉱山保安法という法律によつて、それ／＼規制をされておるわけでございますが、その場合これは事業者というよりも、むしろそういう例えれば鉱山保安の場合は保安管理者という法律上性格付けられたものの管理の下に置かれておる、こういうふうな思つております。
○吉田法晴君 第一点は電力供給の責任は電力会社の経営者にある、若し一〇％或いは二〇％の停電或いはその他が行われたとしても、経営者その電力供給の責任の中において電力を、電灯を全然とめなかつた、こういうことになるならば、それは世論は違つておつたのではなからうか、これをお尋ねいたしましたのであります。その点については御答弁がございせんでした。
それから、鉱山保安法について具体

的には保安管理者云々ということとございましてけれども、鉱山保安法上保安管理の責任が鉱業権者にあるということをお否定になるのであります。その点重ねてお尋ねしておきます。

○政府委員(中西實君) 先ほどの点につきまして、去年のスト或いはその前のストあたりで大口と或いは一般電灯にどのよう影響があつたか、これは通産省のほうから詳細にお聞き取り頂きたいと思ひます。ただいづれにいたしましても、第三者に迷惑のかかつたことは確かでございます。そういうこととこの配電のやり方によつてどうこうという議論をする必要があること自体に、このストの方法についてやはり規制を要する要素があるのじやなからうかというふうな考えられるわけであり

ます。
それから、二番目の公益事業令或いは鉱山保安法によつて、勿論事業者が責任者でございますが、併しながらそれ／＼の法律に、それ／＼の係り或いは一般従業員それ／＼が十分にその職責を尽すべき規定がございまして。
○農田道君 電気の問題について関連して、そも／＼公共の福祉を問題としてこの第一条に書いてあるような規制をするということになつてゐるわけですね。そういういたしますと、その公共の福祉という問題は、結局電気で例えれば、電気がたどる会社の運転、或いは又労働組合の側においてストライキをやつてゐるといふ関係において会社は運転し、そうして電気が生産されて行くという状態の下において電氣はとまらない、ストライキがなかつたと同じような生産がなされてゐる。ところが今のお言葉を聞くと

と、たとえその需給の操作が云々というふうなことがあるとするならば、そのこと自体すでに規制をしなければならぬというふうな言われてゐると思ひます。そこでお願いしたいのは、公共の福祉というところは要するにその影響が一般に直接あるのだ、電気が消えたり、モーターがとまつたりするのだ、こういうことを言つてゐるのであつて、発電所において経営上は多少困難であるが、会社が或る非組合員などを使つて運転して生産してゐるという状態であるならば、もはや公共の福祉に何らの影響がない。ただ会社が若干非組合員を日経連から頼んだというふうな関係で困るという程度であつて、一般の国民に何らの影響はない、そういう場合には、これは又曾つて昨年のストライキにおいても、殆んど大半の

争議行為の現場においてなされた事実なんです。あの当時の新聞を御覧になつてもわかるように、日経連の前田さんの声明を見られてもわかるように、日経連が動員して非組合員の電氣技術者を、発電所、変電所におけるストライキの影響を殆んど阻害しよう、実効ないものにしてしようということとさえ計画され実施されてはいたはずで、そういう下においては直接の影響がないのだから、これは公共の福祉ということはやはり問題にならない、起つて来ない。従つて本法案の第三条に、直接に電氣の正常な供給を停止するといふことが書かれてゐると思ふのです。従ひまして、この条文から見ると、電源職場の職場放棄そのものが問題なのではない。そのものが問題なのではない。よつて来たる影響が公共

の福祉に重大なる影響をもたらすから、よつていけないのだということである。ですから、結局間接的に、或いは又逆にストライキであつても会社が運転するという状態においては、何らかの第二案には影響をもち得るものではないといふように解されるわけですね。これが第一の点です。

それから第二の点は、公共の福祉といふことになれば、おのづからその規模が問題である。その争議行為の規模が極めて広汎且つ長期に亘り、私鉄も或いは医療関係も通信も、延いては国鉄も、こういったような広汎な業種に亘つて、且つ長期に亘るといふ場合には確かに深刻な国民生活への影響があり、公共の福祉を阻害する。もはや憲法二十八条に保障する権利であつても、公益との権衡を破つてしまふ、こういうことが第二の点としては問題になると思ふのです。併し今まで言われているのは、この第一点並びに第二点の規制している内容とは、極めて枠を超えた答弁がありますので、果して第一に申上げたように電源ストそのものがもはや規模が何であらうともいけなかつたやうな点で、又第二に申上げたやうに確かにそれは規模が問題であるとおつしやるのか、その点を明確にかかわらず、或いはその影響如何にかかわらず、電源ストなるものが絶対にいけないとおつしやるのであれば、これは関連して重大な問題が起きますので、更に質問を続けたいと思ひます。

○藤田進君 大臣にと劈頭に申上げておる。

○国務大臣(小坂善太郎君) 第二案を御覧になりますと、この点は藤田さんには通産委員会においても先般来申上げておつたこととございませうが、第二案を御覧になりますと、争議行為として、事業主も従事する者も電気の正常な供給を停止する行為その他電気の行為をしてはならない、こうなつておる。電気の供給というものは、旧公益事業法令によりまして、電気事業者の責任におきまして、従業者との協力によつてなされなければ、この正常な供給を確保し得ないのであります。でありますからして、実際の影響等について、即ち電気というものは発生させて、即ち電気というものは発生させて、それが即時消費になる、生産即消費というやうな非常な特殊の関係でありますから、その規模によりまして一これを限定することはむづかしいといふやうに思ふのであります。即ちその規模如何にかかわらず、又実際の影響がどういふことになりまして、従業者との協力関係によつて配給すべき責任というのにはすでにあるのであります。その規模如何にかかわらず、又実際の影響の如何にかかわらず、第二案に關つておきます争議行為といふものはできない、こういうことになると思ひます。

性格としてそれ以上追及しておりません。このことは極めて短時間に明確にここでなると思ひます。あの当時の御答弁に訂正があるならば結構です。訂正でもよろしいですから明確にして頂きたい。只今も御答弁がありましたやうに、一方においては公共の福祉を論ずる、それは消費即生産、生産即消費、こういう瞬間にして影響のあるものであるといふことは何を意味しているか、これはストライキによつて電気が、いわゆる電灯が或いは電力が停止される、とまつてしまふ、このことを言われていると思ふのです。私の質問いたしておりますのは、停止しないといふ場合がストライキの場合では非常に多かつた、過去においても多かつたし、将来においても多いはずであります。なぜならば平時もそうであるが、たとひ争議期間中であるといへども、争議行為に入つておるの期間中といへども、その設備や又電気事業の運営、そして供給、こういった責任といふものは、挙げて争議側にはない、争議側といふ争議行為をやつておる労働組合側にはない。これは常に主張されて来たところだ。即ち争議期間中乃至争議行為の期間中、このいづれを通じて見ても、管理責任、供給責任といふものは、すべて事業主にあるのだ、こういうやうに明確な御答弁ができると思ふのです。その点はそれでよろしいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) その点も通産委員会であつたと思ひますが、電力供給といふものは、電気事業者が公益事業法令によりましてこれだけの出力がここであるといふことをきめまふ場合に、それを供給すべき責任をとる。即ち電気事業者によつてそれだけのものを出すべき責任を負つていふといふことになることは御承知の通りです。

○藤田進君 わかりました。従つて争議手段の過程におきまして、供給責任は事業主にある、わかりました。その供給責任が事業主にある、わかりました。あるならば、事業主があらゆる管理責任者として善良なところの立場から争議行為の期間中においても供給責任を全うするところの義務があると思ふのです。この点については如何です。

○国務大臣(小坂善太郎君) その点についての供給といふものは、でき得る限りやるべきものと思ひます。併し或る一定の供給量といふものをそこに予見せられて、それを確保すべき責任を負う以上、それに要する人員といふものも又きまつておるのであります。あります。只今藤田さんの御意見では、その場合他の者を連れて来てやつたらどうかといふことです。

○藤田進君 そんなことは聞いておりません。これから聞くかも知れませんけれども、明確にやありません。全然ほかのことをおつしやつていていけないので、そうでなくて管理責任者がやはり供給責任を持つていふといふことであるならば、当然争議行為の過程においても供給する、そうしてあらゆる手段を講じて管理責任者、供給責任者は供給するように努力をしなければならぬところの義務があるはずだが、義務がないのか、経営者に。この点を聞いています。

○国務大臣(小坂善太郎君) 供給すべきものであるけれども、そのために必要な従業員というものがあつてありますから、それがなければ供給できないと考へております。

○藤田進君 義務の点は、これは責任がある以上義務が付きものだ。罷業権の権利の中には、裏にやはり義務があるのだといふやうなことを言われて来たのですから、当然責任の所在の明確になつておるものについて、それ相応の義務があると思ふのです。この点について触れられておられません。そこでよくおわかりにならなければ御相談の上でも結構です。義務があるのですか、ないのですか、管理責任者には。

○国務大臣(小坂善太郎君) 責任があるのであります。供給すべき責任があるのであります。

○藤田進君 責任があるが義務の点は御発言になりませんが、管理責任者には……

○国務大臣(小坂善太郎君) 責任といふ以上、それを負うべきものを義務付けられるものと思ひますけれども、止むを得ない場合もある、こう考えます。

○藤田進君 そういたしますと、止むを得ざる場合があるといふところで、このスト規制法が必要であるかないかといふことになりうかと思ひます。そこで仮説を前提にいたしましては答弁しにくいと思ひますから、昭和二十五年以来電源ストが電産におかれて採用された以来、電気供給の責任者である事業主がこの争議行為に対して何らの対抗手段がなかつたかあつたか。供給責任の義務があるその所在であるところの事業主、これが当然善良なる管理者として努力しなければならぬと

いつて、争議の実効をあらゆる手段を講じて阻害をして来たと思ひます。その結果は正常なる電力の供給が阻害されてゐない。昨年の場合確かに東京電力においては殊更に……、よろしくございませうか、これは事実を挙げて申上げることが出来るが、一般の渾水停電であるならばサイクルが下がる。すでに四十五にもなつても、制限をしなかつた。ストライキだというそのレツテルがある以上、サイクルが下がり若干の電圧が下がつても、直ちにストライキと称して制限をしております。これは通産省のほうについて調べて頂きたいと思ひます。更に七〇乃至三〇〇という全体の需給の中で、大口が七〇で一般が三〇しかない。このロードの中に、こういう需給の構成の中に、一般線を絶えず制限をしております。これは一つの意図を以て、このスト規制法を出さんがために経営者において日経連と政府が一体になつて、あえて一体になつたと申上げる私は事実を持つております。又追々明らかになつたと思ひますが、こういう状態であつたので、管理責任者として、当然善良なる管理責任を果すべきであり、昨年の場合果されなかつた部分が一部にあつた、東京電力のごとく或いはその他の地域において若干あつた、こういうことであるから、直ちに争議行為、電源ストライキが違法である、社会通念の成熟として違法である、こういうことについて、もつと実態を明らかに把握されない以上、その論理というものは決して現実の事態に立つた、現実立脚した論理にならない、空論になつてしまふと思ひます。従ひまして、簡単に要約いたしますと、管理責任者、

供給責任者は、争議行為の段階であるといへども、これは当然に経営者にある、事業主にある、これが肯定されておる以上、電源戦場のその方法に對して何らの対抗手段があるかないかの点を労働大臣より御答弁願ひたいと思ひます。昨年の事例を……幾多の対抗手段があつた、そうしてそれは実施されておる、一部について。このスト規制法を作らなければ、もはや会社が非常に苦勞をするから、この苦勞を片けるために新しい法律を求めたいというところとで一面においては管理責任者としての努力がなされてゐない、このように考へておるのであります。この点についてお答え願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 昭和二十五年以来電源ストを決定しておるとおつしやいませうが、こういうことは、実は一般の國民の受ける感じというものは、当時私も非常に愕然として、こういうことは簡単にできるかどうかという感じを持つたのであります。これは非常に大部分の人の率直な感じであると思ひます。非常に貴重な電源をあっさり放棄するということが、非常に簡単に考えられておるといふことは、考へ方に相違があると思ひますが、仮にこの電源ストが行われました場合に、電気事業者ができる限り努力いたしまして、電力の供給をするというところは、責任はあると思ひます。併し努力をしても先ほど申し上げましたように、或る一定の従業員が必要で、その基礎の上に立つて所定の電力を送られるのであります。その人がいないのはいかにともしがたいということがあつておると思ひます。併し、さりとてそこに

スキヤップを雇うということは、組合がそれとも拒んでおりますし、そういうことは別に義務とは考へておりません。

○藤田進君 そういたしますと、これはやはり法務大臣ともよくにお席に着いて頂いてお伺ひしなければならぬので、現在問題になつておる、極く最近問題になつたものを見まして、又一昨々日最高検に参りまして、直接確かめました場合におきまして、今労働大臣が答弁されておるようなお考えとは全く違つたのでありますから、これは後日明確にいたしたいと思ひます。

そこで、およそ労働争議におきまして、そのもたらす影響が全然ないといふ、そういう産業は恐らくないと思ひます。それは程度の差こそあれ、およそ争議行為が行われる以上は、如何なる産業といへども民生には影響がある、これは否定できないと思ひます。

従つて電気事業についてこれを論じます場合に、現行法は、これはあえて懸念までとは申し上げません、労働組合法並びに労働法、つまり今日の労働法は、電気事業の争議行為の結果は、やはり國民生活にかなり深刻な影響を与えるのだ、電気事業の争議というものは、これは電気はとるものだから、こういうことをちゃんと予定しておると思ひます。現行法は、この点について大臣は如何にお考えになりましたようか。電気をとめるというのを予想してないかどうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 政府委員からお答えさせます。

○政府委員(中西實君) 労働法八条との関連のお話かと思ひますけれども

も、この点は明確になつていないといふふうな考へております。

○藤田進君 昨年の争議の真最中、八月七日に発行されております労働省労政局編纂という、これは実は直接労政局から只で当時労働委員をいたしておりましたときに送つて頂いたものであります。これについては全然御存じないですか。労政局編纂です。これは争議の最中に出版されたもので、これは正に間違ひございませぬ。

○政府委員(中西實君) 間違ひありません。

○藤田進君 その中に労働法七条が八条か知りませんが、今指摘された……そうではなくしてこういうことが書かれてあります。これは改正労働関係法の紹介、これは緊急調整が主として入りまして、その中の二百七十五頁から二百七十六頁にかけてですが、労働法第三十六條の安全保持、これは人命の安全保持なんだというふうな無識書かれておるわけですが、その点は問題にいたしません。私も同じ解釈に立つております。二百七十六頁を読んで頂ければいいのです。お持ちですね。その七行目あたりから読んでみます、極く二、三行ですから。「本条は、これに三十六條の意味です。『本条は、単に当該工場事業場の安全施設のみについていつてゐるのではなく、例えば鉱山、工場の安全保持施設の遵行のために電力を必要とする場合において、電気事業が争議行為に入つて、一切の送電を急激に停止すれば他の鉱山、工場等の安全施設の遵行が停止することになるような場合は、かかる行為はやはり本条によつて禁止されていると解すべきである。』」どう書いてあると思ひま

す。間違つて読んだかも知れませんが、このことは明らかに鉱山やその他いわゆる生命の安全保持のために、我々としては要確保電力とも提唱いたしておりますが、そういうふうに急激に一切の電気をとめられたならば、これは大きな影響があるから、そういう場合は三十六條で人命の安全保持としてとめておるのだ、なぜならば統いて、「本条は、人命に関する安全施設の保持又は運行を停断し」云々これなんだ、こう書いておる以上、労政局の今公認せられ、又、労働大臣の下における命令において……仕事をなされておる労政局におかれども、こういう解釈に立たれておることは、取りもなおさず裏面解釈いたしまして、正面に電氣産業のストライキは電気がとまるのだということを明らかにされておると思ひます。これでもなお電気がとまるということを必ずしも予定してないとおつしやるのか、労働大臣の御答弁を願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 労政局の出版した書物の関係でありますから、政府委員から御答弁いたします。

○政府委員(中西實君) ここに書いてありますものは三十六條、つまり安全保持にも引つかる。ただ裏解釈として仰せのごとき解釈が成立つことは率直に否めないと思ひます。そこで午前中から申しておりますように、スイツチ・オフは従来からも違法であつたし、先般の職場放棄、これについては藤田さんのおつしやる突然要員ではございませぬけれども、とにかく従来からも社会的に非と考へておつたのが、昨年の争議によつてこれが社会通念の成熟によつて違法というところまで行つ

ておる、こういうことであります。

○藤田進君 そういたしますと、若し誤まつてこの法案が参議院を通過いたしました時に、ここに二百七十六頁の只今脱上げしました条項は、何ら必要がなくなると思ふのです。これはやはり要らぬと行なうべきではないかと思ふのです。つまりおおよそ電気がとまるようなストライキは、たとえ一通であるが全部であらうが、これはできないのだというふうにおつしやつてゐるならば、今ほど脱上げしました点は、全然これは必要がなくなつてしまふ、電気がとまることがないやうになるのですから、このように考へてよろしいと思ひますか。

○政府委員(中西實君) 三十六条のこのところは、やはり電気の安全に關係するところを述べ、三十六条の違反になるやうなことで、これはこれとして意義があると思ひます。ただ今度の法律で、正常な供給のとまるやうなことは、一応意義がなくなるわけでありまして、その意味におきましては勿論、ほかの部分にどういふところがあつても、私はまだ全部見ておりませんが、若しそういうことを予定した箇所があるならば、当然にやはり変更するべきだと思ひます。

○藤田進君 前段と後段と全く肯定して、二つに分れてしまつてゐるのです。ね。労働法三十六条、この意味から言へば、なお存置の意義ありとされているが、いやくも電気をとめるやうなことは、いやくも、正常な供給と、こう書いてあるけれども、その解釈は極めて厳格でありますので、電気がとまる、三十六条は争議行為を規定してある、争議行為として電気がとまる状態

は、すでに法が守られる限りにおいてないといふことになれば、無論守る上においての法律なんですから、前段も後段も意義がなくなつてしまふのです。が、どういふ意義が残りますか。

○政府委員(中西實君) 私の申しましたのは、三十六条にも引つかる、それから今度若しこの法案ができれば、二条に引つかる、両方に引つかる、こういうことです。

○藤田進君 その点よくわかりました。そういたしますと、第三十七条、次に参りますという、抜打ち争議の禁止といふものに対する説明がここに載せられております。よろしいと思ひます。その二百七十八頁を一つ開いて頂きたいと思ひます。これは五行目から解説の(一)が書かれていて、この要旨は長いから読みませんが、その正常な運営を阻害されることは、一般産業の場合と異つて、単に關係当事者のみならず、公衆の日常生活に影響を与えることが大きいから、このような争議行為に対しては未然に防止するといふことが望ましいので、調停をやつて行くし、一般需用家側はなるべく買つたり、或いは交通であれば自転車を借りる相談をしたり、いろいろなことが必要なので、十日前に予告をしなくてはならない。ところが電氣事業につきましても、労働法の今度改正が添えられていないので、依然として公益事業の指定がなされていて、そうして先ほどのやうな十日間の予告も必要であるし、以下労働法の定めは各条とも公益事業に指定して、そのまま電氣事業としては適用を受けると思ふのです。これはその通りでございますか。

○政府委員(中西實君) おつしやる通りであります。そこで本法案の第二条の「直接に障害を生ぜしめる行為」、開接のものはいないのであります。従つてやはり公益事業として、他の一般の争議に優先して調停もやらなければいけない、一日も早く紛議をなくするやう努力しなければならぬという關係においては要りはないのであります。

○藤田進君 それは公益事業といわす、労働法の四条以来自主的な解決、又労働委員会などの調停、その他解決への助力、いろいろ労働法が定めておるのである、これは公益事業に限つたことではない、公益事業ではただ一つ優先取扱が現行法ではあるだけです。この問題は何ら關係がないので、私がお伺いしておるのは、やはり電気がとまるやうな現象は、今度の法で以前より禁止するといふことになるならば、然らば十日間の予告は何のためにするか、何にも電気がとまらないのに、十日間の予告をして、集金には行きますよといふやうな予告は、もはや必要がないのではないか、これは月掛貯金或いは生命保険の掛金を請求に歩く、その生命保険会社と全く同じやうなことです。電氣会社といえども何のために予告をしなければならぬのか、これは明らかにこの三十七条で説明付きて書かれておる限り、今度の新らしい法の制定と労働法などを見ますと、何らの労働法の改正は含まれていない。従つて十日間の予告といふ意義は全くなくなるのではないか、今のやうな状態では……なせ十日間の予告

をしなければならぬか、この点を聞いておる。

○政府委員(中西實君) あらゆる事業には有機的に運営されておりますので、開接的な争議行為といへども、やはりこの公益事業にとつて正常な運営を阻害するに至りますので、やはり早急にこの解決をする必要がある。従つてやはり一般公益事業として、労働法で取扱うのがいいのじやないか、なおこの法案が違法な争議行為の範囲を限定した三年間の時限立法でございます。労働法にはそのまま残しておくほうが、この事業の性格上いいのじやないかと思ひます。

○藤田進君 揚げ足をとつたり、そういう意味じやない。もつと大切な質問をいたしたいのでありますが、ただ三年間の期限だから、労働法をそのままにしておいていいといふやうなことは、これは理屈にならぬと思ひます。而も第三十九条に参りますと、今ほど申し上げましたやうな予告に対する三十七条に対しては明確な罰則が付いておる。よろしいと思ひますか、十万円、こういうものなんですか、これは率直に私の推定を申し上げれば、唐突に法案ができて、何ら關係法令との脱み合せも何もできないままに、あとから理屈が付けられたのではないかと云々を言ひたいのです。それならそれをあつさり言へば正直で結構ですが、さてそこで伺ひたいしたいのは、予告が必必要だ、なぜならば、これは開接に成るほど第二條については二つのことが書かれておるのです。第一には、正常な供給を阻害すること、第二には、直接接断をするやうなことを、これを考へて見ますと、先ず現実の問題を当て

はめて見れば、直接供給を阻害すると言へば、先ほど来言われておるスイッチ・オフ、変電所におけるスイッチ・オフ、こういうことが考えられ、更に発電所において発電機をとめるということが考えられる、これが直接だと思ひます。従つて先ほどの御答弁が、開接した質問以外にありません。ただ一つ開接なるところの影響、つまり直接ではないけれども、電氣事業は複雑な機能を持つておるので、この關係から開接に電気がとまることが予想されるので、争議行為の結果……、従つて、開接的な行為の結果が影響をもたらすといふことが現実にある以上、やはり十日間の予告は残すべきだと思ひます。果して開接の影響、争議行為として開接に電気がとまるやうなことに付いては、本第二條はそれは許しておるのだと解してよろしいと思ひますか。

○政府委員(中西實君) その通りでございます。

○藤田進君 さあ、そうしますと、第二條については極めて影響が小範圍になつたように思ひます。従つてこの点は大臣といふまでもないと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 開接の影響といふものは、間違ひございません。

○藤田進君 開接に電気がとまるやうなことは、争議行為としては規制してない、違法だと考へていない、それによろしいと思ひますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) そう申し上げたのであります。

○藤田進君 間違ひない……。

ないかというような明確な見解というものは、下せまうか、その故障の状態において……。

○政府委員(中西實君) これは結局具体的にその時の状態を一々調べましてしめさんと判定できないのであります。

○委員長(栗山眞夫君) わかりました。それでは最後に申し上げますが、私のほうから技術的にあらゆる条件における故障の状態その他を列挙して出しますが、それで全部これは合法であるか非合法であるかお答え願えますか。

○政府委員(中西實君) これはどういふふうな設問が出るか存じませんが、結局はもう具体的にその時／＼のケースによつて判断するよりしようがないので、幾ら厳格にやりましても結局は抽象的なものになるのじやないかと思ひます。

○委員長(栗山眞夫君) そうじやございませぬ、抽象的じやないですが、故障の状態というものは技術的にそう大して幾種類もあるわけじやないでしよう。例えば一つの例を申し上げますと、送電線が断線をする、切れてしまえば電氣は止ります。ところが仮に雷によつてショックを受けた、そういう場合がある、百ミリの送電線がこういう工合に望遠鏡で見ればそのうち三本切れておる、四本切れておるといふことがわかる、併しこれは送電上二年経つても三年経つても発見しないで断線をしなかつた例もある、すぐ切れてしまつた例もある、そういうような具体的なものもある、そういう具体的な技術的な問題に全部は幾らでもあつて、三百あるか五百あるかわかりませぬ。それに対してそれを私はこの法律案のうち

ではつきり合法であるか非合法であるかといふことをきめておかなければ、こういうふうな抽象的な法の適用ができないと思ひます。だから労働省が若しおやりになるならば我々作つて出すから、それについて合法であるか非合法であるか、これは技術的な問題です。から御決定なさる用意があるかどうか、それを伺つておきたい。

○政府委員(中西實君) この法律に限ります、正常なとか、或いは直接にとか、間接にとかいふのは相当いろいろの法律でも使つております。その場合に立法当初にあらゆることを予想してするといふようなことは恐らくは私には不可能じやないか、又それをやつておきましても結局個々の場合、具体的な事象に応じて考えなければならぬ、今お話しになりましたようなことは私は技術者でなければならぬ、あるのじやないかといふふうな考えられるのであります。但し若し早急にそういう代表的ケースが御提出願えれば、或いは通産省の技術関係と話し合ひまして、若し見解が下せるものなら下していいと思ひます。

○委員長(栗山眞夫君) もう一点、それで問題は私が言つておるのは、あなたも今述べられたような個々のケースがあつてわからん、私が今一つ出した例もいろいろ言われるのですが、これは私自身も実はわからないのです。現象がそういうことではつきりしているだけで、今のあなたの御答弁ではそういう事象がどうなるかわからない、そういうあいまいなことをこのままにして法の運用ができるかどうか、問題はそれは純技術的な問題ですから、従つ

てそういうことができないかといふことになるならば、あなたは間接的には争議行為があるといひながら、現実には全部ないといふことをおしやつておる。又間接にあるといふことならばそれは非常にあいまいだから、労使の間で徒らなる紛争を将来巻き起して行くといふことも起る、そのどちらをあなたはお取りになりますか。

○政府委員(中西實君) 今の問題、先ほども言ひましたように、更にもつと技術的な関係の法律もございます。そして最後は客観的判定機関としまして裁判所が判定するのであります。如何に技術的なものといひまして、も、やはり最後は裁判所において客観的に判定はできるのじやないか、こういうふうな考へておりました、その点は別にこの法律が特別にそういつたまじらわしい性格を持つておるものといふふうには考へられないのであります。

○委員長(栗山眞夫君) そうすると、今申し上げたようなことは、この法の施行規則が何か作つて、労働者が安心してこれは間接の供給停止行為である。直接の停止行為であるといふようなことを何か明らかにしなければ、あなたが幾ら間接にあると言われてもやるわけには行かない。罪になるかも知れない。先ほど小坂労働大臣はそういうふうにして無実の罪で労働者が引つ張られることがかわいそうだからこの法律案を作つて保護してやると言つておる。現に間接的な行為で引つ張られる者が引つ張られるかも知れない、そういうあなたはたまたまなことを言わないうようにして下さい。

○藤田進君 吉田さん、大変恐縮です

が、もう一、二点だけで我慢いたしまして、私の成規に廻つて来たときに開運でないやつでやりたいと思ひますから……。

○政府委員(中西實君) そういたしますと、結局不明確のようになつておりますから、細かいことは別といたしまして、この法案を審議するに當つて是非をきめる場合については是非ともこの影響の範囲がどうか、対等の原則がどのように変更されるかといふ点からは是非とも伺ひたいのであります。そこで今送電所の電氣技術労働者、これは何らの争議手段も持たない、何もなくなるといふものではなく、やはり間接には電氣の停電を起すといふような、こういうものは無論残されておる。なぜならば、この条文第二条を見ると、直接といふことが特

に書かれておるのだから、当然間接のものも残されておるのだ、こう言われたいと思ひます。労働大臣、その通りです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 直接に障害を生ぜしめる行為としてはならないのであります、間接であります場合も争議行為としては考へられると思ひます。

つたといわれておるが、あのときの停電模様を調査いたしますと、あれは争議行為ではなくして、東京電力管内におきまして当時電線の関東地方本部はたま／＼争議状態の中でもあるし、従つて潮田、鶴見、千住火力発電所において時間外勤務、所定の八時間勤務にしなければ、時間外の勤務まではできない。時間外はいたしませんよと言つて時間外勤務をしなかつたために、電氣があつたといふこととつて、何とか時間外をやつてくれといふことで、それでは時間外はやるけれども、将来速かに一、二人員も補充してもらいたいといふことで、な今日そのような事態の起る状態はあります。現実にはこのことはあつたわけですから、御調査になればわかります。将来時間外まで、これは当然電氣がとまることが予想されるもの、時間外もこれはたとえそれが十二時間勤務になるうと、会社が人事権と

称して人を入れないう場合には二十四時間勤務になるかも知れないが、いづれにいたしましても、時間外勤務までしてでも電氣がとまる争議行為はできないといふものであるか、これはやはり今言われた間接の部類に入るのか、この点一点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 時間外勤務は御承知のごとく基準法によりまして、労使協定によつてやることになつております。そこで協定がありまして時間外勤務をやつておる場合、争議行為としてこれをやはり拒否するといふことは一応正常な供給に対して障害を与へる、協定のない場合はこれは基準法の違反でもございまして、時間外を拒否しても止むを得ないと思ひます。

○藤田進君 吉田さん、大変恐縮です

○藤田進君 その見解自体は無論対立いたしておりますが、労働法に言う争議行為なるものを就業規則やこういうものが縛りつけないという御解釈のようですが、これはもう少し研究して頂きたいと思ひます。そのようなものではない。併し時間がないからそれには触れません。更に今言われたように時間外というものは、これは結局電気がとまろうとも、仮に今の説をそのまま借りるならば、時間外協定が切れていたりすれば、これはやはり正當なものだという間接の部類に入ると言われております。これは当然時間外の協定を、これが制定されたならば恐らく電気労働者は時間外協定などしないで、便宜的にその都度時間外を会社にして差上げるかも知れませんが、こういうことになるかも知れません。

そこで第二のケースとして、前回もあつたわけですが、ほんの二、三ポイントを押えて見れば全体的に解釈がわかると思ひますので、その意味で申し上げます。御承知のように水火力或いは変電所給電指令所、これは四六時間中誰か勤務しなければならぬということが建前でありまして、特に自動化されたところは例外として除きまして、通常の場合に三交代、こういうた状態にあると思ひます。特定なところが二交代或いは時差勤務とか、併し一般に三交代を予想いたしましたよう、三交代の人が先ずAの勤務員がAグループですね、ABC三グループ三交代とするならば、Aグループが仕事をやつている、併しそのAグループが時間外もやつているし仕事を続けているので、Bグループとしてはやはり我々は直接には電気を、人が働いている所へ

行つて発電機をいきなりスイッチを切つてとめたりとかいう、そういうことはしない、或いは変電所へ行つてスイッチを切つたりしない、けれども今運転しているのだから少くともグループとしてはもう仕事をしない、現実に電気が送られております。これは確かに直接とめていたのではないのであつて、何らこの第二条には抵触しないと考へられるのです。今までの論理から推定いたしますと……これは現実には昨年の場合にもあつて御研究になつていと思ひます。この点については一体間接なのかそれは直接なのか、この点も併せて明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 先ほどの問題も今の問題も、直接間接と申しますよりは、やはりこれは直接に障害を及ぼすところの問題だと思ひます。三交代でやつておるのを二交代でやる、それで正當な供給がまゝ普通はできないだらうと思ひます。人員がうんとあり余つておる事情があれば別であります。が、大体三交代で初めて正當な供給ができておるといふ場合に、二交代といふことは結局客観的に見まして直接に障害を生ぜしめる結果の客観的な行為であると言わざるを得ない。

○藤田進君 これも然らば法務大臣と一緒にのところで明確にいたしたいと思ひます。その点につきましては又大きな食い違いがありまして、今日の政府検査当局の公判闘争と全く、今端的に申上げると大きな食い違いがありますので、又その節にどちらが依然として正しい御答弁になるか、これ又百八十度違つておりますので、この点はその時に譲りたいと思ひます。従いまして

爾余の質問は関連と若干違ひますので、ここで吉田さんをお願いいたします。

○吉田法晴君 どうしましうか、時間も大変本日予想しましたよりは遅れたのですが……。

○委員(栗山夏夫君) できれば、明日の朝、ちよつと早いので、質問を打ち切つてもらへば幸ひですが。

○吉田法晴君 いろ／＼ございますけれども、それでは時間もございまして、明日に留保いたしましたは……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(栗山夏夫君) では、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十五分散会

昭和二十八年八月二十六日印刷

昭和二十八年八月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局